

# 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

高 森 町

# 目 次

## 【総 論】

第1章 計画策定にあたって	・ ・ ・ ・ 1
第1節 計画策定の背景と目的	
第2節 計画の位置づけと役割	
第3節 計画の期間	
第4節 日常生活圏域の設定	
第5節 計画の策定経過と評価	
第6節 基本理念と目標	
第7節 地域包括ケアシステムの構築に向けて重点的に取り組むこと	
第8節 成果指標	

## 【各 論】

第2章 高齢者の現状と課題	・ ・ ・ ・ 5
第1節 高齢者の推移と予測	
第2節 高齢者福祉の課題	・ ・ ・ ・ 7
1 高齢者世帯の増加	
2 高齢者が自宅で生活していくうえでの課題	
第3節 高齢者の健康の現状と課題	・ ・ ・ ・ 13
第4節 高齢者の住宅	・ ・ ・ ・ 17
第3章 介護保険事業の現状と課題	・ ・ ・ ・ 18
第1節 介護認定者数の推計	
第2節 介護サービス利用者数と介護保険給付の推計	・ ・ ・ ・ 21
1 高森町の介護給付費の傾向	
2 介護サービス利用者数と給付費の推計	
3 介護給付の適正化	
第3節 介護保険施設	・ ・ ・ ・ 30
1 町内施設の現状	
2 特別養護老人ホーム市町村枠について	
第4節 第1号被保険者保険料	・ ・ ・ ・ 34
1 介護保険料の推移	
2 第9期介護保険料	

第5節 介護保険事業の課題	・ ・ ・ ・ 39
第4章 高齢者福祉事業・新しい総合事業 町の施策の現状	・ ・ ・ ・ 42
第1節 高森町が行っている	
高齢者向け福祉・介護・保健サービスの概要	
第2節 介護予防・日常生活支援総合事業	・ ・ ・ ・ 47
第5章 介護保険制度改正への対応	・ ・ ・ ・ 50
第6章 地域包括ケアシステムの推進に向けて重点的に取り組むこと	
第1節 高齢者が健康で安心して暮していけるまちの実現	・ ・ ・ ・ 51
1 地域包括ケアシステムの推進に向けた地域ケア会議の実施	
2 健康づくりの推進とフレイル予防	
3 高齢者のいきがいづくり・社会参加の推進	
4 高齢者を支える地域づくり	
(1) 地域での見守り活動の推進	
(2) 生活支援体制整備の充実	
(3) 地域ボランティアの育成	
5 認知症の人や家族にやさしい地域づくり	
6 成年後見制度の普及	
第2節 介護が必要になったときに、地域で包括的に継続的に支援が 受けられるまちの実現	・ ・ ・ ・ 60
1 介護予防・日常生活支援事業と重度化防止への取り組み	
2 在宅介護の推進と介護者家族への支援	
3 医療と介護の連携について	
4 災害や感染症への対応に備えて	
5 介護職場の人材確保	

## 総論

### 第1章 計画策定にあたって

#### 第1節 計画策定の背景と目的

介護保険制度は平成12年4月に施行され23年が経過し、介護支援を必要とする高齢者を社会で支える仕組みとして着実に定着しています。一方で高齢化に伴い介護サービス利用者も多くなるなか、介護給付費の増加、施設入所への需要の高まり、介護従事者の不足等様々な課題に対応した新たな対策が求められています。

令和7年度（2025年度）にはいわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上の後期高齢者になることから、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築に努めることが重要となり、高森町でも様々な取り組みを行って来ました。

高森町でも、令和32年度（2050年度）までの人口を予測すると高齢者人口は増加傾向ですが、町の人口は減ることが予測されます。高齢化率は現在33.0%ほどですが30年後の令和32年（2050年）には約40%になることが予想されます。医療の進歩や生活環境の改善、食生活の向上等により平均寿命が延び続けるなか、認知症高齢者の増加、介護期間の長期化による施設介護志向の高まりなどの介護に対するニーズがますます増加していくことが見込まれます。

以上のような動向を踏まえ、当町では今後の高齢化への対策を一層推進するとともに、すべての高齢者が地域社会において、安心して暮し続けられるまちを目指す地域包括ケアシステムの推進に向けて本計画を策定するものです。

#### 第2節 計画の位置づけと役割

高齢者福祉計画は老人保健法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」に基づき、介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律123号）第117条に規定する「介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。

「高森町障がい福祉計画・高森町障がい児福祉計画」「高森町健康増進計画」「高森町食育推進計画」、国や県の施策との連携を図り作成しました。

また、「高森町第7次まちづくりプラン」（令和2年度～11年度）、「日本一のしあわせタウン総合戦略」との整合性をとり策定するものです。

#### 第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。介護保険法の規定により3年を1期とする計画として策定します。令和6年度を初年度として令和8年度を目標とします。令和32年度までの状況も推計しながら、3年間の計画を策定しま

した。

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
計画期間	第8期計画期間⇒					
			見直し	第9期計画期間⇒		
						見直し

#### 第4節 日常生活圏域の設定

高森町の介護保険第1号被保険者数は現在4,069人（令和5年9月末）です。この計画の最終年度である令和8年度は4,057人と予想されます。約30分以内が日常生活圏域（中学校区）単位になることから、これまで同様高森町を1地区の日常生活圏域として設定します。

#### 第5節 計画の策定経過と評価

令和4年12月に高齢者を対象とした実態調査を行いました。

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を令和5年10月から開催して、パブリックコメントなどを経て策定しました。

この計画の進捗状況は高森町地域包括支援センター運営協議会にて報告していきます。

#### 第6節 基本理念と目標

介護保険法第1条の目的にあるように、「介護が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する」という制度の基本理念を踏まえ本計画期間での目指す目標は、「高齢者が健康で安心して暮らし続けられるまちの実現」「介護が必要になったときに、地域で包括的に継続的に支援が受けられるまちの実現」をめざします。

#### 第7節 地域包括ケアシステムの推進に向けてこれから重点的に取り組むこと

高齢者の一人暮らし又は高齢者のみの世帯が今後も増えていくことが予想されます。それと同時に地域のつながりが薄くなっているという状況があります。高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられるように重点的に取り組みます。

介護が必要になった時への不安や家族介護での負担が心配される状況です。その家族にあった介護サービスが受けられるよう、介護が必要になったときに地域で包括的に継続的に支援が受けられるように重点的に取り組みます。

高齢者が健康で安心して暮していけるまちの実現

- 1 地域包括ケアシステムの推進に向けた地域ケア会議の実施
- 2 健康づくりの推進とフレイル予防
- 3 高齢者のいきがづくり・社会参加の推進
- 4 高齢者を支える地域づくり
  - (1) 地域での見守り活動の推進
  - (2) 生活支援体制整備の充実
  - (3) 地域ボランティアの育成
- 5 認知症の人や家族にやさしい地域づくり
- 6 成年後見制度の普及

介護が必要になったときに、地域で包括的に継続的に支援が受けられるまちの実現

- 1 介護予防・日常生活支援事業と重度化防止への取り組み
- 2 在宅介護の推進と介護者家族への支援
- 3 医療と介護の連携について
- 4 災害や感染症への対応に備えて
- 5 介護職場の人材確保

## 第8節 成果指標

健康寿命の延伸

年度		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
		実績	実績				目標
健康寿命	男性	80.1	80.5	80.5	80.5	80.6	80.6
健康寿命	女性	85.8	86.0	86.0	86.0	86.1	86.1

\* 国保データベースシステムより

## 認知症への理解

### 町民に占める認知症サポーター数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	実績	実績	12月末			目標
サポーター数（人）	1,111	1,136	1,286	1,386	1,486	1,586
町民（人）	12,869	12,811	12,770	12,459	12,405	12,323
割合（％）	8.6%	8.9%	10.1%	11.1%	12.0%	12.9%

\* 年度末の認知症サポーター数の累計/年度末の人口

## 介護予防

### 第1号被保険者（65歳以上）に占める介護認定者数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	実績	実績	12月末			
要介護認定者数（人）	639	630	646	656	670	680
第1号被保険者（人）	4,115	4,091	4,064	4,088	4,089	4,083
介護認定率（％）	15.5%	15.4%	15.9%	16.0%	16.4%	16.7%

\* 年度末の第1号被保険者介護認定者数/年度末の65歳以上の人口

## 重度化防止

### 介護認定者に占める重度介護認定者数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	実績	実績	12月末			
要介護3以上の介護認定者	278	262	263	269	276	280
要介護認定者数	648	640	656	668	685	696
重度介護認定率（％）	42.9%	40.9%	40.1%	40.3%	40.3%	40.2%

\* 年度末の要介護3以上の認定者数/要介護認定者数

## 在宅介護の推進

### 認定者に占める在宅サービス利用者数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	実績	実績	12月末			
居宅介護サービス受給者数（人）	479	511	515	533	546	555
要介護認定者数	648	640	656	668	685	696
在宅介護サービス利用者数割合（％）	73.9%	79.8%	78.5%	79.7%	79.7%	79.7%

\* 年度末の（居宅介護サービス受給者数+地域密着型サービス受給者数-認知症対応型共同生活介護件数-地域密着特養件数）/要介護認定者数

## 各論

### 第2章 高齢者の現状と課題

#### 第1節 高齢者数の推移と予測

高森町の人口は平成26年度以降は減少しています。現在高森町の総人口は12,774人（令和5年9月末現在）です。今後も町の人口は減少していくことが予想されます。

高齢化率は年々高くなってきており、65歳以上の高齢者は4,089人（令和5年9月末現在）で高齢化率は32.0%、令和22年度は36.9%と予想されます。高齢化率は今後も高くなることが予想されます。

高齢者の内訳では、現在介護保険第1号被保険者数（65歳以上）は4,069人です。65歳から74歳の前期高齢者は1,731人。75歳以上の後期高齢者は2,338人です。

65歳以上人口は令和17年度（2025年度）までゆるやかに減少して、それ以降は団塊ジュニア世代が65歳以上になることもあり増加します。

75歳以上の人口は、令和12年度（2030年度）まで増加して、それ以降は減少します。

介護保険第2号被保険者（40歳から65歳未満）は4,097人（令和5年9月末現在）です。25年後の40歳から65歳の人口は2,995人に減少すると予想されます。

約25年後になる令和32年度（2050年度）まで推計すると若い世代の町の人口は減少しますが、65歳以上の高齢者人口が増加するため高齢化率も40%近くになり介護保険事業にも大きく影響すると考えられます。

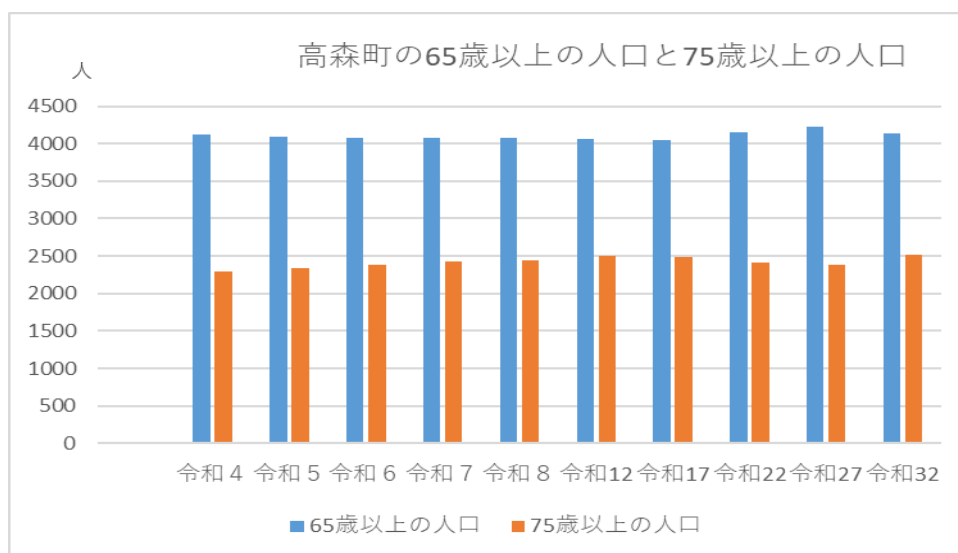


## 高森町高齢者数の推移と予測

(人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022	2023	2024	2025	2026
	実績	実績	予測	予測	予測
人口	12,906	12,774	12,681	12,588	12,498
65歳以上の人口	4,129	4,089	4,083	4,079	4,077
高齢化率	32.0%	32.0%	32.2%	32.4%	32.6%
介護保険第1号被保険者数	4,100	4,069	4,063	4,059	4,057
前期高齢者(65~74)	1,802	1,731	1,685	1,633	1,610
後期高齢者(75歳以上)	2,298	2,338	2,378	2,426	2,447
介護保険第2号被保険者数(40~64)	4,088	4,097	4,086	4,076	4,045

	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
	2030	2035	2040	2045	2050
	予測	予測	予測	予測	予測
人口	12,316	11,684	11,272	10,879	10,448
65歳以上の人口	4,060	4,050	4,159	4,225	4,134
高齢化率	33.0%	34.7%	36.9%	38.8%	39.6%
介護保険第1号被保険者数	4,040	4,030	4,139	4,205	4,114
前期高齢者(65~74)	1,538	1,544	1,723	1,818	1,602
後期高齢者(75歳以上)	2,502	2,486	2,416	2,387	2,512
介護保険第2号被保険者数(40~64)	3,917	3,659	3,303	3,098	2,995



- ・65歳以上の人口は令和17年度(2035年度)までゆるやかに減少して、それ以降令和27年度(2045年度)までは増加します。
- ・75歳以上の人口は令和12年度(2030年度)まで増加して、それ以降以降令和27年度(2045年度)までは減少します。

## 第2節 高齢者福祉の課題

### 1 高齢者世帯の増加

高森町の高齢者世帯数の推移

		単位	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	
一般世帯数		実数	世帯	4,150	4,238	4,441
高齢者のいる世帯		実数	世帯	2,254	2,455	2,505
		構成比	構成比	54.3%	57.9%	56.4%
内 訳	高齢者世帯単独世帯	実数	世帯	301	371	434
		構成比	構成比	7.3%	8.8%	9.8%
	高齢者夫婦世帯	実数	世帯	433	525	607
		構成比	構成比	10.4%	12.4%	13.7%

\*国勢調査より 高齢者夫婦世帯は夫 65 歳以上妻 60 歳以上世帯

高齢者世帯は、今後も増えることが予想されます。

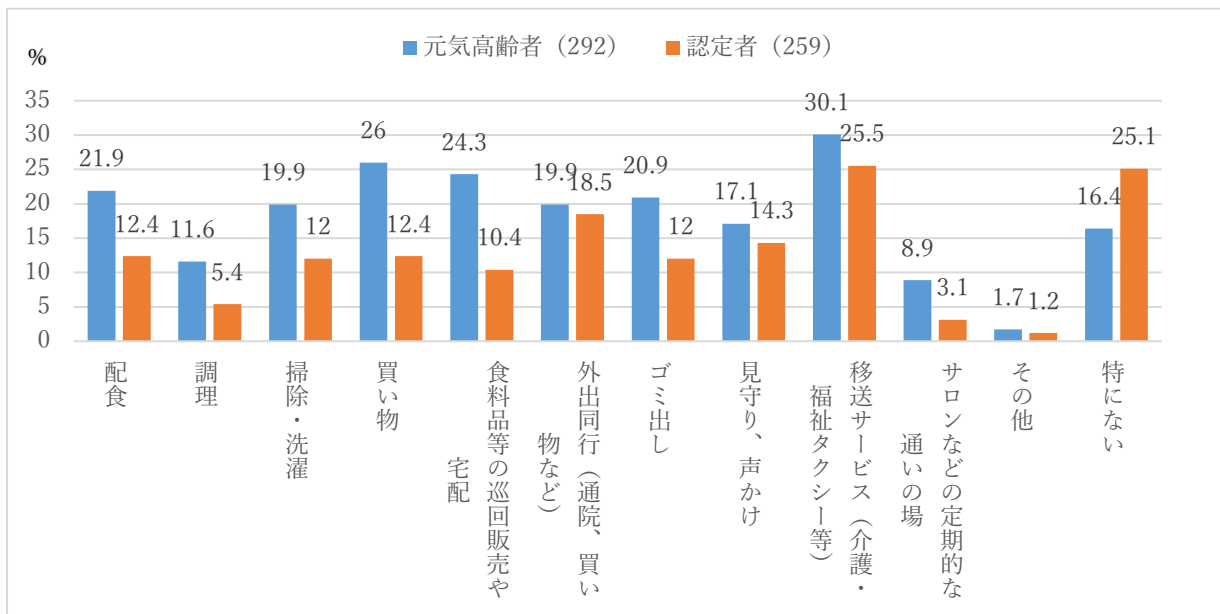
平成 27 年度及び令和 2 年度国勢調査を比較すると、高齢者単独世帯及び高齢者夫婦世帯とも多くなっています。高齢者世帯は、今後も増えることが予想されます。

### 2 高齢者が自宅で生活していくうえでの課題

#### (1) 外出の際の移動支援

問 今後の自宅での生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）

・元気高齢者、認定者ともに「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が最も多くなっています。



「令和4年度(2022年度)高齢者生活・介護に関する実態調査等」によると今後の自宅での生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては元気高齢者、認定者ともに「移送サービス」が多くなっています。自動車免許返納または免許がない方は高齢者のみ世帯の増加と昼間家族がいないなどで、同居の家族がいても乗せてもらうことが難しいなど移動に不便をきたしている状況にあります。

運転免許証のない高齢者向けに寿タクシー事業(77歳以上)、おでかけタクシー事業(65歳以上の交付対象者)また公共交通バスの運行と併せ運転免許証返納後の外出移動手段として引き続き普及していきます。

寿タクシーの利用状況

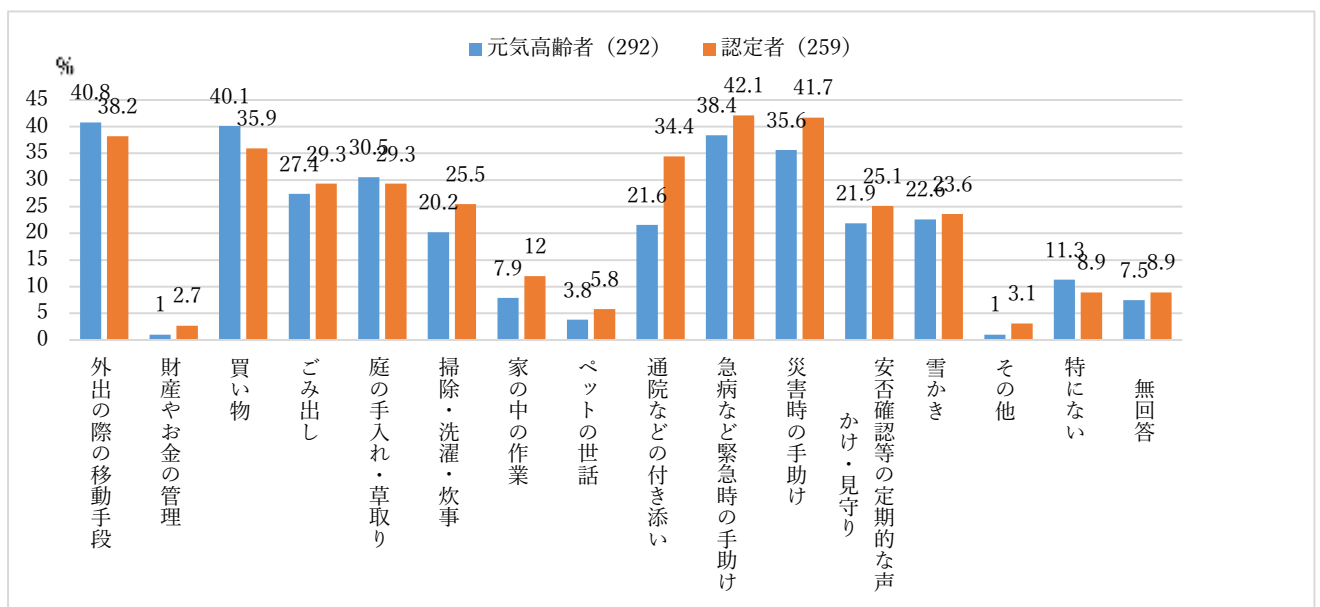
\*各年度10月末の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	189人	182人	185人
利用延べ人数	885人	783人	779人

(2) 日常生活の困りごと

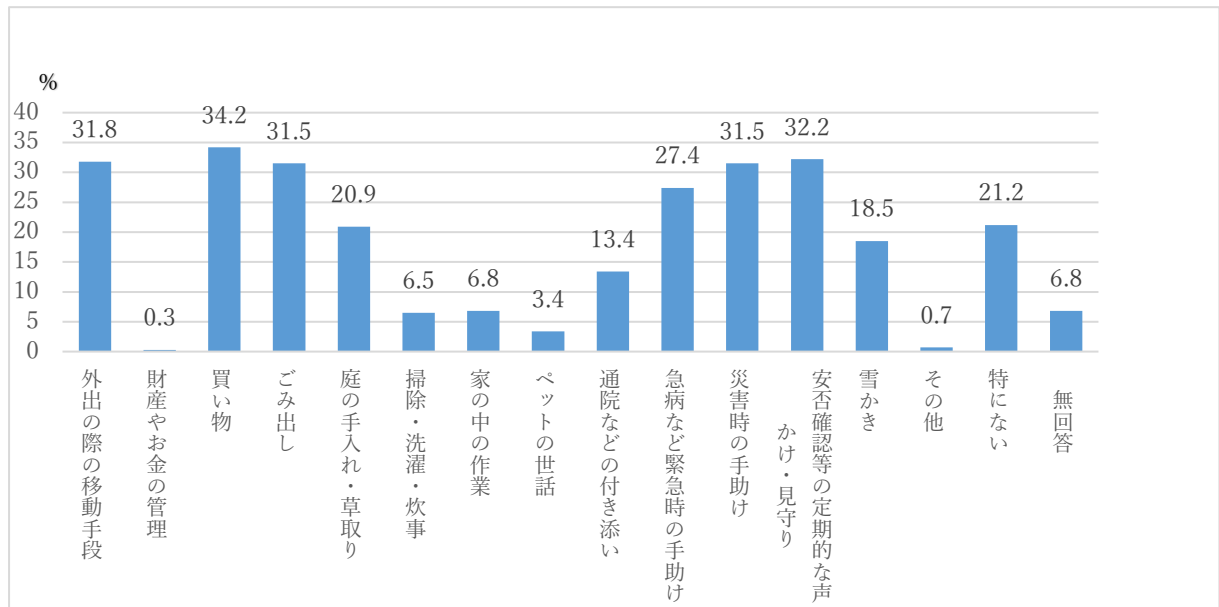
問 日常生活上の支援が必要になったとき、地域の人にしてほしい支援(複数回答)

・元気高齢者は「外出の際の移動手段」が最も多く、次いで「買い物」が多い。認定者は「急病など緊急時の手助け」が最も多く、次いで「災害時の手助け」が多い。いずれも4割を超えています。



### 問 となり近所や地域の人にできる支援（複数回答）【元気高齢者のみ】

・「買い物」「安否確認等の定期的な声掛け・見守り」が多く、次いで「外出の際の移動手段」「災害時の手助け」「ごみ出し」が多く、いずれも3割を超えています。



高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯が今後も増えていくことが予想され、それと同時に地域のつながりが薄くなっているという状況があります。高齢者の日常生活の中での不安や困り事は多岐にわたり、高齢者を見守り支えるきめ細やかな生活支援が必要です。地域の方にしてほしい支援として外出支援・買い物・ごみ出し・通院の付き添いなどの支援を必要としており、高齢者が安心して自宅で過ごすためには介護保険制度のサービスでは限界があります。困り事に応じて有償サービスや地域ボランティアなど互助・共助の助け合いサービスの充実と、困っている人と支援をしたい人との結びつけを行うことができるよう高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターとボランティアセンター、生活支援コーディネーターが連携し地域全体で高齢者を支える体制づくりの整備が必要となっています。

#### (3) 緊急時の対応

「令和4年度(2022年度)高齢者生活・介護に関する実態調査等」によると日常生活上の支援が必要になったとき、「急病など緊急時の手助け」「災害時の手助け」を地域の人にしてほしい支援としています。となり近所や地域の人にできる支援として「安否確認の定期的な声掛け・見守り」「急病など緊急時の手助け」「災害時の手助け」となっており、地域ぐるみで高齢者の見守りが必要となっています。

高森町では、事業所等と高齢者等見守り協定を締結しています。配達、集金、訪問など日常業務の際に接する高齢者等についてプライバシーに配慮しながら、さりげなく見守りを行います。「ポストに新聞や郵便物がたまっている」など異変を察知した場合は町に連絡してもらい、関係機関と連携し支援・対応につなげます。

また協定を締結している事業所以外にも配食サービスの事業所等の見守りも行われています。

【長野県が締結した見守り協定】

締結先		
長野県ガス協会	長野県LPガス協会	中部電力長野支社
コープながの	各新聞社販売店会（9事業者）	第一生命保険会社長野支社・松本支社 （2事業者）
長野県農業協同組合中央会	株式会社八十二銀行	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社長野銀行	長野県医薬品配置協議会	明治安田生命相互保険株式会社長野支社
一般社団法人長野県損害保険代理業協会	三井住友海上火災保険株式会社	社長野県クリーニング生活衛生同業組合
中日本高速道路株式会社名古屋支社飯田保全・サービスセンター	日本郵便株式会社信越支社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
株式会社デリシア	株式会社ツクイ	株式会社長野ダイハツモータース 長野ダイハツ販売株式会社（2事業所）
日本電産サービス株式会社	株式会社マルエー	アルファライフ株式会社（上田・長野） （2事業者）
株式会社アステップ信州	長野県民生児童委員協議会連合会	

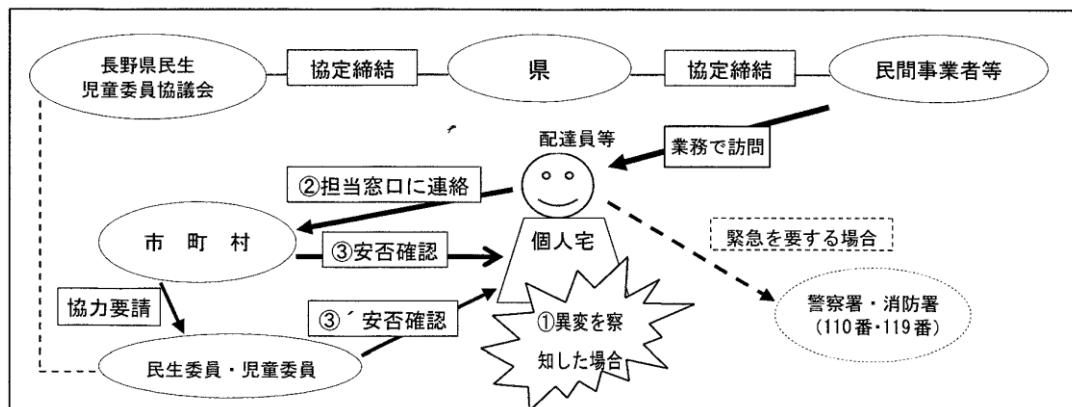
【南信州広域連合が締結した見守り協定】（南信州地域安心安全の確保に関する協力協定）

締結先		
飯田下伊那地域内の郵便局	ゆうちょ銀行	飯田信用金庫

【高森町が締結した見守り協定】

締結先	締結時期	締結協定名
生活協同組合コープながの	平成26年8月7日	高齢者等地域見守り活動に関する協定
株式会社高森豊丘新聞店	平成28年8月23日	高齢者地域見守り活動に関する協定
中日新聞市田専売所酒井新聞店	平成28年8月23日	高齢者地域見守り活動に関する協定
中日新聞大島専売所前田新聞店	平成28年8月23日	高齢者地域見守り活動に関する協定
高森町商工会	平成29年8月29日	高森町地域の安心・安全の確保に関する協力協定

協力体制のイメージ



(4) 高齢者の生きがいがづくり・社会参加の促進

高齢者が積極的に外出し、地域活動に参加することは、介護予防や生きがいがづくりにもつながります。多様化する社会においてそれぞれのライフスタイルに合わせた社会参加ができるような環境づくりが必要となっています。

◆生きがいがあある人の割合

令和元年度の高森町	令和4年度の高森町	長野県の平均（令和2年度）
68.5%	67.1%	74.0%

\*地域包括ケア体制の構築状況の見える化調査分析シートより

生きがいを有して生活している人の割合は令和元年度より減少しています。また県平均と比較しても低い状況です。

◆社会参加している高齢者の割合

令和元年度の高森町	令和4年度の高森町	長野県の平均（令和2年度）
68.4%	64.0%	60.6%

\*地域包括ケア体制の構築状況の見える化調査分析シートより

社会参加していると回答された方の割合は、令和元年度より減少していますが、長野県の平均よりは高い状況です。

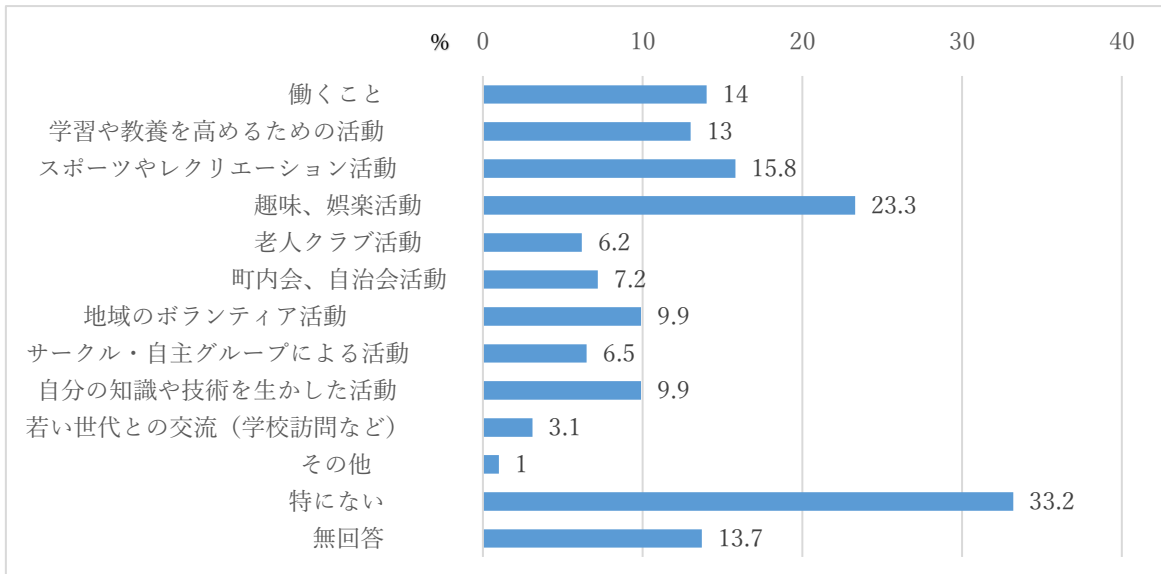
◆高齢者が関心のある活動

問 参加したい・参加できると思う活動（複数回答）【元気高齢者のみ】

「趣味・娯楽活動」が多く2割を超えており、次いで「スポーツやレクリエーション活動」「働くこと」「学習や教養を高めるための活動」が1割を超えています。一方「特にない」と答えた方の前回調査（令和元年）が17.9%だったのに対し、今回調査では33.2%で3割

を超えています。

令和5年度開催の「かきまるスマホスクール」など新たに大勢の人が、興味・関心を持つような活動の支援や提案を行っていく必要があります。



#### ◆65歳以上高齢者の就業率

平成27年度の高森町	令和2年度の高森町	長野県の実業率 (令和2年度)
36.2%	40.3%	30.6%

\*地域包括ケア体制の構築状況の見える化調査分析シートより

高森町の高齢者の就業率は、長野県と比較して高いです。平成27年度の実業率よりも高くなっています。定年退職後も働き続けたり、自宅で農業をしたりする方が多くいることが就業率の向上に繋がっていると推測されます。

#### ◆シルバー人材センターへの登録状況

高森町会員登録者数 (人)

	令和3年	令和4年	令和5年
総数	107	98	89

\*飯田広域シルバー人材センター資料より

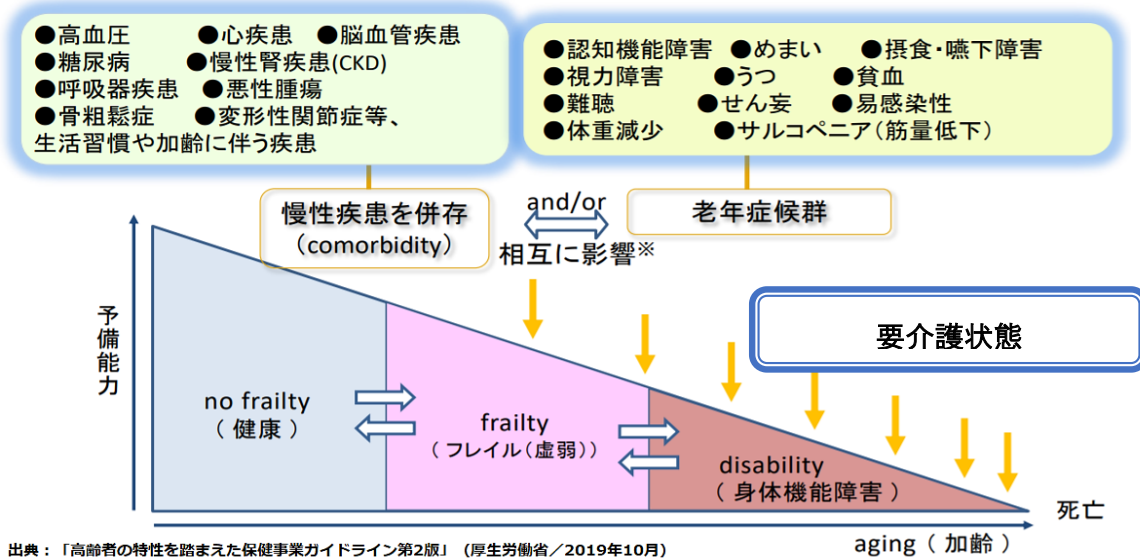
飯田広域シルバー人材センターでの会員登録者数は、直近3年間では減少していますが、引き続き、就業を通じた高齢者の社会参加と多様な就労機会の確保を目指します。

### 第3節 高齢者の健康の現状と課題

下の図（資：健康①）は全国の「高齢者の健康状態の特性」について厚生労働省がまとめたものです。高血圧や糖尿病などの生活習慣病や変形性関節疾患や骨折などの疾患に加えて、認知機能の低下や食欲低下などの病気ではない加齢による変化が、徐々に身体機能や社会性を奪い、「フレイル（虚弱）」状態となります。さらにフレイルが進行し、日常生活が困難になると「要介護状態」になります。

資：健康①

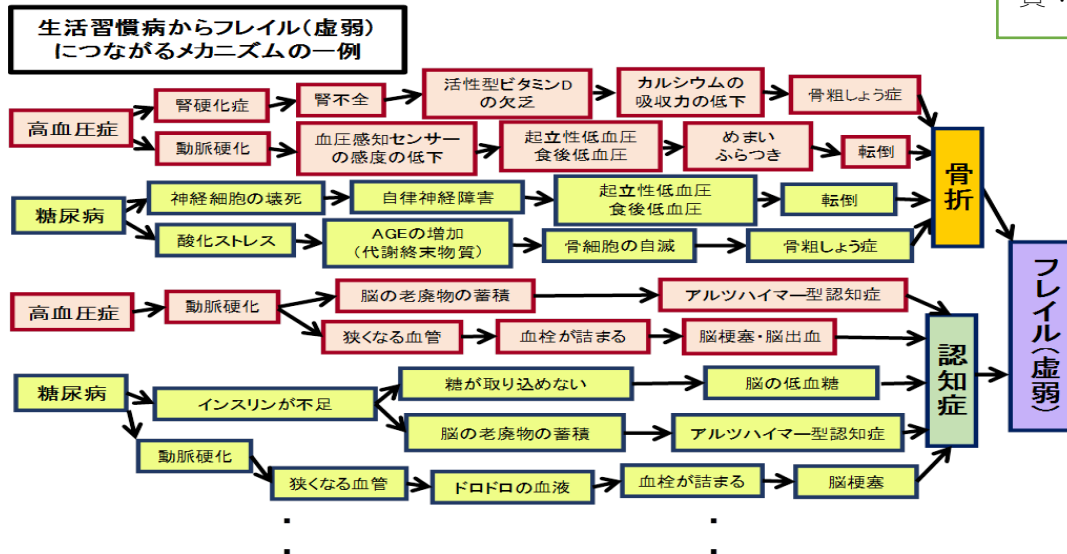
#### 高齢者の健康状態の特性等について



出典：「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」（厚生労働省／2019年10月）

また「骨折」や「認知症」も一見、生活習慣病とは関係がなさそうに見えますが、下記（資：健康②）のようなメカニズムで生活習慣病から「骨折」「認知症」を発症し、「フレイル状態」にいたるとされています。

資：健康②





## 高森町の健康寿命の変化

健康寿命の評価  
平均自立期間

資：健康③

<高森町>	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	3年間の変化
男性	81.0	80.1	80.5	0.5短縮
女性	85.2	85.8	86.0	0.8延伸

<長野県>	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	3年間の変化
男性	81.0	81.1	81.1	0.1延伸
女性	84.9	84.9	85.2	0.3延伸

<国>	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	3年間の変化
男性	79.8	79.9	80.1	0.3延伸
女性	84.0	84.2	84.4	0.4延伸

※国保データベースシステムより

上の表（資：健康③）は高森町の令和2～4年度の平均自立期間の変化を比較したものです。平均自立期間は介護保険の「要介護度2未満」を健康な状態として算出したものです。最近ではこの数値を健康寿命として採用する自治体も多くあります。

高森町では女性の健康寿命は延伸、男性の健康寿命は短縮しています。しかし、男女ともに全国平均よりも長く自立した状態を維持しています。

## 医療費の状況からみえる高森町の健康課題

高森町の75歳以上の方の直近3年間の医療費を病気ごとにまとめたものが下の表（資：健康④）になります。

資：健康④

【後期高齢医療費：入院費用+外来費用】

年度	2020 (令和2年)		2021 (令和3年)		2022 (令和4年)	
	順位	病名	病名	(%)	病名	(%)
	1位	脳梗塞	脳梗塞	6.5	脳梗塞	5.6
	2位	慢性腎臓病	骨折	6.1	不整脈	4.8
	3位	骨折	不整脈	5.9	糖尿病	4.6
	4位	関節疾患	慢性腎臓病	4.4	骨折	4.5
	5位	高血圧	糖尿病	4.2	骨粗しょう症	4.4
	総額	1,790,597,987	1,890,391,353	円	1,829,713,084	円
高森町	保険者数	2,274	2,277	人	2,301	人
	一人当たり	787,422	830,211	円	795,182	円
長野県	平均一人当たり	818,902	842,323	円	852,821	円
全国	平均一人当たり	917,124	940,512	円	954,369	円

適正な治療を早い段階から



生活習慣病の重症化予防



医療費全体費用の抑制

高森町：KDB医療費分析2大・中・小細分類・長野県後期高齢者医療連合・国保連合会

後期高齢医療費で高額となっている疾患は「脳梗塞」が3年連続で1位となっています。また「骨折」「慢性腎臓病」も高額となっています。

また表の下段は高森町の後期高齢の医療費の総額（年間約18億円）、一人当たり医療費を長野県や全国の平均額、と比較したものです。高森町は全国・長野県平均と比較して、医療費が低く抑えられています。

### 介護保険申請者から見える健康課題

資：健康⑤

【疾患別介護保険新規申請者数】

介護保険主治医意見書・介護保険年報より

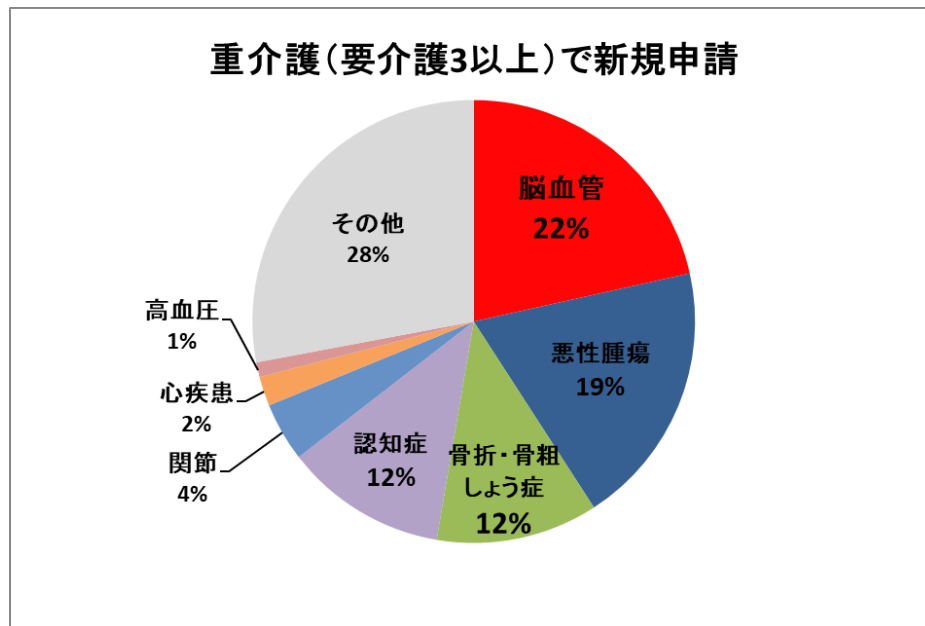
年度	2020（令和2年）		2021（令和3年）		2022（令和4年）	
	順位	病名	病名	(%)	病名	(%)
1位	認知症	22.1	認知症	17.6	認知症	21.1
2位	骨折	15.9	脳血管疾患	16.2	骨折	15.0
3位	高血圧症	10.6	悪性新生物	11.0	高血圧症	11.6
4位	脳血管疾患	9.7	骨折	8.8	脳血管疾患	10.2
5位	悪性新生物	8.0	心疾患	7.4	悪性新生物	8.8
新規申請者	113	人	136	人	147	人
認定者数	631	人	648	人	640	人
給付費	1,172,851,274	円	1,248,949,378	円	1,206,120,643	円

上の表（資：健康⑤）は新たに介護保険を申請された方の病気を、主治医意見書を基に調べたものです。高森町で介護申請の1番多い病気は認知症です。骨折や脳血管疾患も上位に入っています。

介護保険の新規申請者は増加傾向です。また介護給付費は年間に12億円です。下の表（資：健康⑥）は保険料の標準月額を長野県や全国と比較したものです。全国的には介護給付費は増加傾向で、それに伴い介護保険料も増額となっている自治体が多いです。

資：健康⑥

令和2年	介護認定率（12月末）	介護保険料の増額割合	介護保険料（標準）	
高森町	14.9%	3.0%減	5,600	円
長野県	17.2%	0.5%増	5,623	円
全国	18.7%	2.5%増	6,014	円



また上の表（資：健康⑦）は令和2～4年度の3年間で、介護保険を新規に申請された方の中で、要介護3以上で申請された方の原因疾患です。初回申請時に重介護状態で申請される方で、一番多い疾患は脳出血や脳梗塞などの「脳血管疾患」で、全体の2割を占めています。

以上のことから現在の高森町の高齢者の健康課題は「脳血管疾患」「認知症」「骨折」と考えられます。

これらの疾患は「高血圧」や「糖尿病」などの生活習慣病を適正にコントロールすることで、発症を予防することが可能です。「脳梗塞」などの大きな疾患に繋がる前に適正な治療を開始することが大切です。

特に高血圧は減塩や家庭血圧測定など少し気を付けるだけで改善ができる可能性があります。また「骨折」についても「足の健康」に着目し、いつまでも自分の足で歩ける状態を維持できるようにすることも重要です。「高血圧の改善」「フレイル予防」は高齢者に限らず高森町が力を入れていきたい健康テーマです。

#### 第4節 高齢者の住宅

高森町で高齢者のいる世帯で持ち家に住んでいる割合は 95.7%です。長野県全体では 90.5%ほどで、持ち家率は高い傾向にあります。それ以外では公営の住宅に住んでいる世帯が多いです。

高齢者向け住宅として、町内にはサービス付き高齢者向け住宅が、平成 29 年 11 月に開所しました。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸借の住宅です。ケアの専門家が、少なくとも日中は建物に常駐し、状況把握（安否確認）サービスと生活相談サービスを提供します。介護や食事の提供が行われている有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、介護保険住所地特例の対象施設となります。

飯伊地区には軽費老人ホーム（ケアハウス）が2施設あります。60歳以上の方で、身体機能の低下により在宅生活が不安定であり、かつ家族の援助が困難な方が入所できる施設です。

#### 高齢者がいる世帯の持ち家の状況

		高森町		長野県	
		世帯数	比率	世帯数	比率
高齢者のいる世帯		2,505		405,203	
内訳	持ち家	2,398	95.7%	366,527	90.5%
	公営の住宅	51	2.0%	12,221	3.0%
	民営の貸家	47	1.9%	22,865	5.6%
	その他	9	0.4%	3,590	0.9%

令和2年国勢調査

#### 町内のサービス付き高齢者向け住宅

名称	定員（人）
メディカルホーム ゆりかご高森	36人

#### 軽費老人ホーム（ケアハウス）

名称	所在場所
ケアハウスかみさと	飯田市上郷飯沼
ヴィラ緑風苑	飯田市山本

### 第3章 介護保険事業の現状と課題

#### 第1節 介護認定者数の推計

高森町の介護認定者数は令和5年度（9月末現在）では654人です。高齢者数が増えることもあり認定者数は今後も増加していくことが見込まれます。

介護認定率は令和5年度では15.8%（9月末現在）です。長野県及び国の認定率と比較すると低い水準です。元気な高齢者が多く、生活支援を必要とする程度であれば介護サービスを受けなくても生活できるまちをめざしてきました。

介護認定率の将来推計をすると、高齢化が進むことにより、介護認定率は上がることが予想されます。

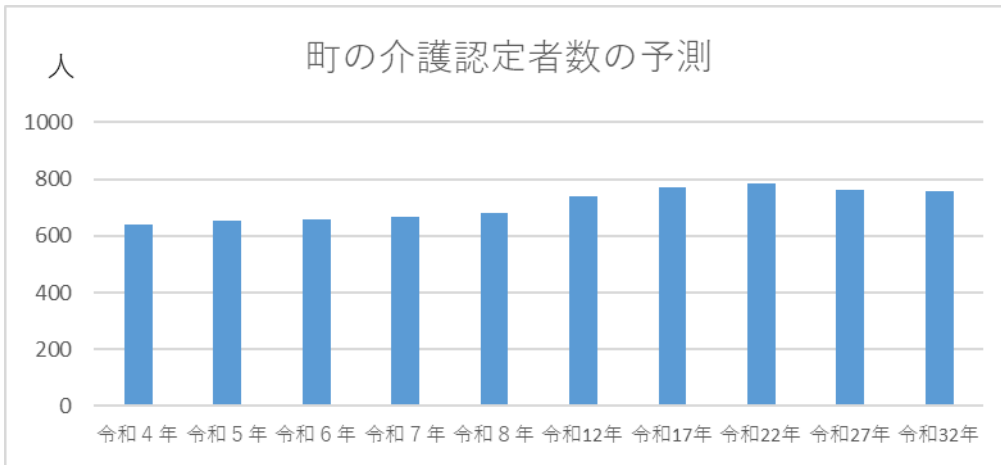
## 高森町の介護保険認定者数の推移と予測

(人)

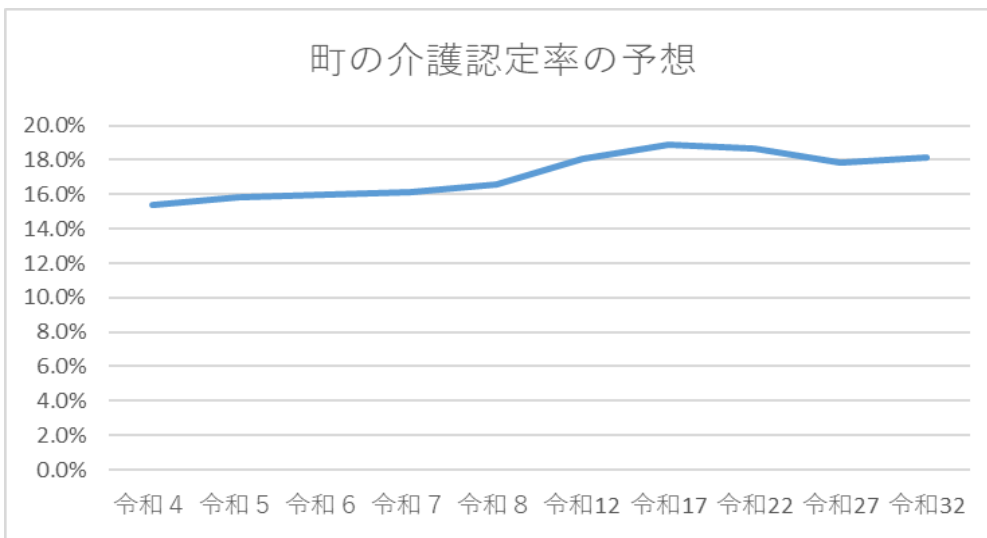
介護度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2022	2023	2024	2025	2026
	実績	9月末	予想	予想	予想
要支援1	63	66	65	65	66
要支援2	55	48	49	49	49
要支援計	118	114	114	114	115
要介護1	150	169	170	171	175
要介護2	104	107	115	118	121
要介護3	71	70	70	70	72
要介護4	103	104	101	103	106
要介護5	95	90	90	89	93
要介護計	523	540	546	551	567
介護認定者計	641	654	660	665	682
内第2号被保険者認定者数	9	10	10	10	10
第1号被保険者認定率	15.4%	15.8%	16.0%	16.1%	16.6%
(〃長野県の認定率)	17.1%			17.6%	

介護度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
	2030	2035	2040	2045	2050
	予想	予想	予想	予想	予想
要支援1	71	73	74	73	72
要支援2	53	54	55	53	53
要支援計	124	127	129	126	125
要介護1	194	201	202	195	193
要介護2	129	133	135	130	131
要介護3	78	84	90	87	83
要介護4	117	122	125	122	121
要介護5	99	105	103	101	103
要介護計	617	645	655	635	631
介護認定者計	741	772	784	761	756
内第2号被保険者認定者数	10	10	10	9	9
第1号被保険者認定率	18.1%	18.9%	18.7%	17.9%	18.2%
(〃長野県の認定率)	18.8%	20.0%	20.1%	19.9%	19.7%

\*要介護認定者は9月末を予想



介護認定者数は令和22年度（2040年度）まで増加することが予想されます。



介護認定率は令和17年度（2035年度）まで上昇することが予想されます。

## 第2節 介護サービス利用者数と介護保険給付の推計

### 1 高森町の介護保険給付の傾向

高森町の第1号被保険者1人あたりの介護保険給付費は、令和2年度 23,583円（月額）で県内でもそれほど高くはない水準となっています。

しかしサービス受給者一人あたりの介護給付費は、令和3年度 154,909円（月額）で県内で9番目に高い給付費となっています。居宅サービス受給者1人あたりの介護給付費が高い傾向にあります。

当町の傾向として、介護認定率は低いを受給者が使うサービス量は多い傾向があります。

この要因は、居宅、施設サービスとも介護保険サービス施設が充足していることに加え、安心介護支援金・家庭介護者支援金により居宅サービスを利用しやすいということによると考えられます。

#### 第1号被保険者1人あたりの給付額(月額)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度
	実績	県内順位	実績	県内順位	実績	県内順位	実績	県内順位	実績
居宅サービス(円)	10,653	24	10,723	28	10,951	25	11,353	20	11,192
地域密着型サービス(円)	3,894	29	4,051	27	4,393	24	4,641	21	4,898
施設サービス(円)	6,949	50	7,051	49	8,239	39	9,014	34	8,485
合計(円)	21,496	44	21,825	42	23,583	31	25,008	27	24,575
県平均	21,918		22,208		22,516				

#### サービス受給者一人あたりの給付費（月額）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度
	実績	県内順位	実績	県内順位	実績	県内順位	実績	県内順位	実績
居宅サービス(円)	113,237	5	111,653	7	112,130	7	114,277	8	105,430
地域密着型サービス(円)	180,927	14	179,458	14	184,113	13	189,380	12	178,730
施設サービス(円)	254,523	39	254,962	46	270,268	26	274,231	17	272,000
給付費総額(円)	150,438	10	149,145	11	154,709	9	158,940	9	149,162
県平均	133,574		134,790		136,141				

\*R2年度までは介護保険事業年報による

\*県内順位は、介護保険事業年報による。高い金額からの順位。

\*県内は63団体。

### 2 介護サービス利用者数と給付費の推計

今後の介護サービス給付費の見込みを、本計画期間の3年間および令和7年度を推計しました。

#### (1) 介護予防サービス見込み量

介護予防給付は、平成29年4月から介護予防訪問介護、介護予防通所介護は新しい総合事業に移行しました。介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与の順番で多くなっています。



1. 介護予防サービス見込量(要支援1～2の方の保険給付費)

単位：各項目の（）内

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>							
介護予防訪問 看護	給付費(千円)	1,020	463	469	470	470	470
	回数(回)	14.0	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
	人数(人)	2	1	1	1	1	1
介護予防訪問 リハビリテー ション	給付費(千円)	3,311	3,009	3,051	3,055	3,055	3,395
	回数(回)	101.8	89.8	89.8	89.8	89.8	99.6
	人数(人)	12	11	11	11	11	12
介護予防居宅 療養管理指導	給付費(千円)	224	330	335	335	335	335
	人数(人)	3	4	4	4	4	4
介護予防通所 リハビリテー ション	給付費(千円)	5,232	6,342	6,431	6,439	6,439	7,244
	人数(人)	14	16	16	16	16	18
介護予防短期 入所生活介護	給付費(千円)	509	599	608	609	609	609
	日数(日)	7.7	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
	人数(人)	2	2	2	2	2	2
介護予防福祉 用具貸与	給付費(千円)	3,970	3,777	3,847	3,847	3,847	4,121
	人数(人)	64	55	56	56	56	60
特定介護予防 福祉用具購入 費	給付費(千円)	328	317	317	317	317	317
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
介護予防住宅 改修	給付費(千円)	1,093	2,766	1,776	1,776	1,776	1,776
	人数(人)	2	2	2	2	2	2
介護予防特定 施設入居者生 活介護	給付費(千円)	685	689	698	699	699	699
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
<b>(3) 介護予防支援</b>	給付費(千円)	4,053	4,035	4,092	4,098	4,152	4,480
	人数(人)	75	75	75	75	76	82
<b>合計</b>	給付費(千円)	20,445	22,326	21,624	21,645	21,699	23,446

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

## (2) 介護サービス見込み量

### ア 居宅サービス

介護サービスのなかで居宅サービスにおいては、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所の順に給付費が多くなっています。介護サービス利用者が増えることから居宅サービス給付費は増える傾向にあります。

### イ 地域密着型サービス

地域密着型通所介護事業所が令和5年11月から高森町大島山に1か所開所(定員12名)しました。

認知症対応型共同生活介護は町内事業所定員数が36人に対して、第9期介護保険事業計画期間中は31人程の利用が見込まれます。町内入所希望者を優先して入所しますが、空いている場合は町外利用者も受け入れています。

### ウ 施設サービス

施設サービスにおいては、令和5年9月末現在の特別養護老人ホームの待機者は37人ほどとなっています。介護老人福祉施設、介護老人保健施設とも需要は高く長期的には利用人数は増え給付費も増える見込まれます。

飯田下伊那では令和6年度に民間の特別養護老人ホームが1か所開所する予定です。

## 2. 介護サービス見込量(要介護1～5の方の保険給付費)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
<b>(1) 居宅サービス</b>							
訪問介護	給付費(千円)	44,864	50,740	48,230	50,208	52,263	55,772
	回数(回)	1,279.3	1,480.5	1,394.6	1,449.0	1,505.0	1,605.7
	人数(人)	60	72	72	75	77	83
訪問入浴介護	給付費(千円)	9,281	6,589	6,682	6,691	7,139	7,668
	回数(回)	63	45	44.7	44.7	47.7	51.2
	人数(人)	15	14	14	14	15	16
訪問看護	給付費(千円)	29,263	28,119	28,532	28,422	30,841	32,335
	回数(回)	413.9	402.2	403.8	401.7	434.3	456.5
	人数(人)	76	78	78	78	84	89
訪問リハビリ テーション	給付費(千円)	10,985	14,210	14,800	14,819	15,987	16,394
	回数(回)	309.9	399.8	410.6	410.6	442.3	453.4
	人数(人)	31	37	38	38	41	42
居宅療養管理 指導	給付費(千円)	5,384	7,460	7,587	7,814	8,187	8,630
	人数(人)	57	73	73	75	79	83
通所介護	給付費(千円)	142,215	148,815	152,116	154,747	163,712	175,060
	回数(回)	1,378	1,455	1,473.5	1,494.7	1,574.6	1,692.9
	人数(人)	143	146	148	150	158	170
通所リハビリ テーション	給付費(千円)	56,216	70,536	71,979	74,725	77,405	82,316
	回数(回)	516.0	618.0	625.0	648.4	668.7	713.2
	人数(人)	70	79	80	83	86	91
短期入所生活 介護	給付費(千円)	48,948	34,309	35,283	35,328	37,292	39,322
	日数(日)	498.0	343.6	348.8	348.8	368.7	390.0
	人数(人)	53	50	51	51	54	57
短期入所療養 介護(老健)	給付費(千円)	44,351	41,551	44,456	44,512	45,830	50,047
	日数(日)	356.2	338.6	363.0	363.0	372.9	409.4
	人数(人)	30	28	30	30	31	34
短期入所療養 介護(介護医 療院)	給付費(千円)	3,025	456	3,672	3,676	3,676	3,676
	日数(日)	17.8	2.8	21.8	21.8	21.8	21.8
	人数(人)	2	1	2	2	2	2
福祉用具貸与	給付費(千円)	46,795	48,524	48,988	49,555	52,606	55,433
	人数(人)	243	253	257	260	274	291
特定福祉用具 購入費	給付費(千円)	1,109	2,554	2,554	2,554	2,554	2,554
	人数(人)	3	7	7	7	7	7
住宅改修費	給付費(千円)	2,247	2,978	3,470	3,470	3,470	3,470
	人数(人)	2	4	4	4	4	4
特定施設入居 者生活介護	給付費(千円)	20,553	28,302	28,701	28,738	28,738	31,782
	人数(人)	9	11	11	11	11	12

<b>(2) 地域密着型サービス</b>							
地域密着型通所介護	給付費(千円)	48,619	52,868	56,307	56,378	58,065	63,088
	回数(回)	492.6	532.2	558.8	558.8	576.0	627.2
	人数(人)	55	61	64	64	66	72
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	410	268	272	272	272	272
	回数(回)	3.7	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	人数(人)	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	9,621	15,523	14,612	14,631	14,631	14,631
	人数(人)	4	6	5	5	5	5
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	77,756	94,023	87,848	91,088	91,088	97,304
	人数(人)	24	28	28	29	29	31
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	103,993	110,059	106,142	106,277	106,277	117,348
	人数(人)	29	29	29	29	29	32
<b>(3) 施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	給付費(千円)	145,427	142,164	144,171	144,353	144,353	163,483
	人数(人)	46	45	45	45	45	51
介護老人保健施設	給付費(千円)	187,843	178,572	188,043	188,281	188,281	212,666
	人数(人)	61	59	60	60	60	68
介護医療院	給付費(千円)	83,163	91,031	80,638	80,740	80,740	89,633
	人数(人)	21	22	19	19	19	21
<b>(4) 居宅介護支援</b>	給付費(千円)	63,612	66,466	65,571	66,446	69,588	74,493
	人数(人)	326	343	336	340	355	381
合計	給付費(千円)	1,185,677	1,236,114	1,240,654	1,253,725	1,282,995	1,397,377

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

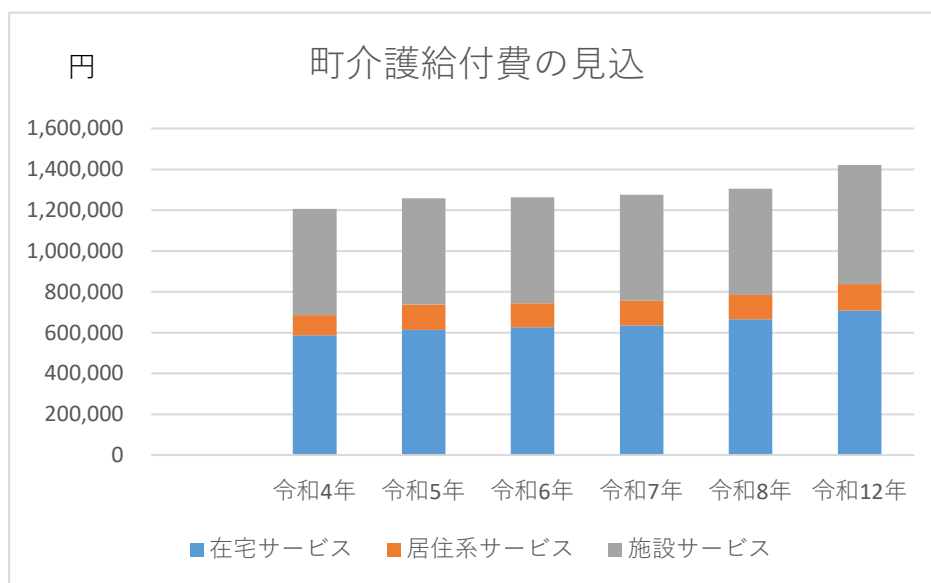
(3) 介護サービス給付費

それぞれのサービス給付費を合計した介護サービス給付費は、介護認定者が増加することもあり今後も伸び続けることが見込まれます。

3. 総給付費

(千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
合計	1,206,122	1,258,440	1,262,278	1,275,370	1,304,694	1,420,823
在宅サービス	586,704	613,602	626,037	635,194	664,518	707,908
居住系サービス	98,994	123,013	117,247	120,525	120,525	129,785
施設サービス	520,425	521,825	518,994	519,651	519,651	583,130



高齢化により要介護認定者も増加するため、町の介護保険給付費は増加が予想されます。

### 3 介護給付の適正化

介護保険の保険者として、介護給付の適正化に引き続き取り組みます。介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を目指すものです。

適正化事業名		令和3～5年度	令和6～8年度
要介護認定の適正化		実施	実施
ケアプラン等の点検			
	ケアプランの点検	実施	実施
	住宅改修の点検	実施	実施
	福祉用具購入・貸与調査	実施	実施
縦覧点検・医療情報との突合			
	医療情報との突合		実施
	縦覧点検	実施	実施
給付実績の活用			実施

### 第3節 介護保険施設

#### 1 町内施設の現状

現在、高森町内において介護サービスを提供している事業所については下記の表のとおりとなります。

#### ◆ 高 森 町 内 介 護 サ ー ビ ス 別 事 業 所 数

【令和5年12月現在】

サービスの種類	事業所数
<b>●<u>居宅介護サービス</u></b>	
訪問介護	3
訪問看護	3
訪問リハビリテーション	2
通所介護	2
通所リハビリテーション	2
短期入所生活介護	2
短期入所療養介護	2
福祉用具貸与	1
福祉用具購入	1
居宅介護支援	3
<b>●<u>施設サービス</u></b>	
介護老人福祉施設	1
介護老人保健施設	1
介護医療院	1
<b>●<u>地域密着型サービス</u></b>	
地域密着型通所介護	3
地域密着型認知症対応型共同生活介護	3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1

事業所名	住所	サービス種類	利用定員
高森町社会福祉協議会	山吹 3618	訪問介護・通所介護 居宅介護支援	通所 37 人
ヘルパーステーション あぐり	飯田市鼎上山 2362-1 (出張所：吉田 481-1)	訪問介護	
あさぎりの郷 デイサービスセンター	吉田 481-1 (あさぎりの郷内)	通所介護	30 人
居宅介護支援事業所 あぐり		居宅介護支援	
訪問看護ステーション ふれあい		訪問看護（予防）	
円会訪問看護 ステーション	牛牧 2468-4 (円会センテナリアン内)	訪問看護（予防）	
介護支援まどか		居宅介護支援	
みつばさ訪問看護ステー ションたかもり	下市田 2964-19	訪問看護	
訪問介護ゆりかご高森	山吹 434-19	訪問介護	
高森レディースクリニック	山吹 435-5	訪問リハ（予防）	
小規模多機能 ゆりかご高森	出原 322-1	小規模多機能	25 人
おうえん福祉用具	上市田 244-12	福祉用具貸与・購入	
特別養護老人ホーム あさぎりの郷	吉田 481-1	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	特養 64 人 (26 高森枠) 短期 16 人
円会センテナリアン	牛牧 2468-4	通所リハ（予防） 老人保健施設 短期入所療養介護（予防）	50 人 140 人



下伊那厚生病院	吉田 481-13	訪問リハ（予防） 通所リハ（予防） 介護医療院 短期入所療養介護（予防）	通所リハ 40 人 介護医療院 36 人
宅幼老所びすけっと さくら亭	下市田 2235-6	地域密着型通所介護	13 人
宅老所びすけっと やまぶき亭	山吹 3637-8	地域密着型通所介護	18 人
宅老所 ふらっと	大島山 1129-1	地域密着型通所介護	12 人
グループホーム大家族	牛牧 2467-2	認知症対応型共同生活介護 （予防）	9 人
グループホーム 高森ヒルズ	牛牧 2785-99	認知症対応型共同生活介護 （予防）	9 人
グループホーム ゆりかご高森	出原 322-1	認知症対応型共同生活介護 （予防）	18 人
特別養護老人ホーム グランスマイル	牛牧 1968-15	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 短期入所生活介護	特養 29 人 短期 11 人

■施設定員数とサービス利用者数

町内施設/サービス利用者

【令和5年8月現在】

区分		定員
		町の被保険者が 利用している人数
介護老人福祉施設	定員数（人）	64
	利用者数（人）	27
地域密着型介護老人福祉施設	定員数（人）	29
	利用者数（人）	27
介護老人保健施設	定員数（人）	140
	利用者数（人）	45

介護医療院	定員数（人）	36
	利用者数（人）	12
認知症対応型共同生活介護	定員数（人）	36
	利用者数（人）	21
特定施設入居者生活介護	定員数（人）	-
	利用者数（人）	10
合計	利用者数（人）	142

※広域特養待機者

・ 37 名(令和 5 年 9 月末時点) ※前回待機者数 43 名(令和 3 年 2 月末)

※データ抽出について

・ 給付実績、広域連合の特養・養護老人ホーム入所者状況から算出

2 特別養護老人ホーム市町村枠について

特別養護老人ホームあさぎりの郷は南信州広域連合が入所調整を行っています。長期入所の施設設置市町村への優先入所枠は定員数の 4 割となっています。

特別養護老人ホーム あさぎりの郷の入所枠

定員数		64
内 訳	高森枠	26
	広域枠	38

#### 第4節 第1号被保険者介護保険料

##### 1 介護保険料の推移

介護保険料は、3年ごとに見直しが行われ、介護給付費の増加に伴い保険料基準額も増加しています。高森町の第9期計画期間中の介護保険料基準月額は5,400円となります。

第9期における保険料の所得段階は、国は9段階を標準から13段階標準になります。町も国標準と同じとして13段階制を採用しました。これは所得段階を増やすことで、所得に応じたより公平な負担をいただくことを目的としたためです。

#### 高森町介護保険料の推移

	基準月額 (円)	伸び率 (%)
第1期（平成12～14年度）	2,350	
第2期（平成15～17年度）	3,050	1.30
第3期（平成18～20年度）	3,800	1.25
第4期（平成21～23年度）	4,500	1.18
第5期（平成24～26年度）	5,200	1.16
第6期（平成27～29年度）	5,750	1.11
第7期（平成30～令和2年度）	5,750	1.00
第8期（令和3～令和5年度）	5,600	0.97
	(県平均5,623円 国平均6,014円)	
第9期（令和6年～令和8年度）	5,400	0.96

## 令和5年度介護保険料

所得段階区分		負担割合	保険料 年額	保険料 月額	R5年度 人数
			円	円	12月末
第1段階	生活保護の受給者及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.3	20,160	1,680	296
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.5	33,600	2,800	297
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.7	47,040	3,920	261
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9	60,480	5,040	459
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額	67,200	5,600	954
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	80,640	6,720	751
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	87,360	7,280	559
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	100,800	8,400	253
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.7	114,240	9,520	113
第10段階 (独自)	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が420万円以上の方	基準額 ×1.9	127,680	10,640	122
計					4,065

## 2 第9期介護保険料

### (1) 介護保険給付費負担割合

第9期計画の令和6年度から令和8年度までは介護保険給付費の23%を第1号被保険者の負担としています。

#### 介護保険給付費財源の割合

	第7期	第8期	第9期
	平成30～令和2年度	令和3～5年度	令和6～8年度
国県負担金及び補助金	37.5 %	37.5 %	37.5 %
町一般会計からの繰出し金	12.5 %	12.5 %	12.5 %
2号被保険者・・・社会保険診療報酬基金より	27 %	27 %	27 %
<b>1号被保険者・・・65歳以上の方に町に納めて頂く</b>	<b>23 %</b>	<b>23 %</b>	<b>23 %</b>

### (2) 公費負担による低所得者保険料軽減

国による低所得者（市町村民税非課税世帯）の保険料軽減制度を今後も活用していきます。

#### 公費負担による低所得者保険料軽減

令和6年4月から

	公費軽減割合	保険料基準額に対する割合	
		公費負担軽減前	→ 公費負担軽減後
第1段階	0.17	条例0.455	→ 条例0.285
第2段階	0.2	条例0.685	→ 条例0.485
第3段階	0.005	条例0.69	→ 条例0.685

財源は 国1/2 県1/4 町1/4 となる予定です。

### (3) 町の介護保険支払い準備基金の状況

#### 町の介護保険支払準備基金の状況 (円)

現在の基金	97,337,734
R5年度積立予定額	70,000,000
R5年度末基金予定額	167,337,734

(4) 保険料の算出

○第1号被保険者の介護保険料推計

		R 6～8年度 の年間平均	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険給付額(円)		1,340,008,263	1,324,068,834	1,334,493,565	1,361,462,390
地域支援事業費(円)		55,075,000	55,075,000	55,075,000	55,075,000
第1号被保険者負担相当額	≒23%	320,869,274	317,203,451	319,600,770	325,803,600

		R 6～8年度の平均	令和6年度	令和7年度	令和8年度
被保険者数(人)		4,060	4,063	4,059	4,057

○介護保険料基準額(月額)の内訳 (円)

総給付費	在宅サービス	2,736	
	居住系サービス	554	
	施設サービス	2,232	
	総給付費計	5,522	
その他給付費		294	
地域支援事業費		188	
保険料収納必要額(月額)		6,004	
準備基金取崩額		579	(介護保険支払準備基金から9000万円取り崩し)
基準保険料額(月額)		5,425	国の保険料計算シートによる
基準保険料額(月額) ≒		5,400	

(5) 第9期介護保険料所得段階

第9期計画期間の国の標準所得段階区分は、13段階が標準となります。町では国標準と同じ13段階にします。

国の標準所得段階（介護保険法政令による）

所得段階区分		負担割合
第1段階	生活保護の受給者及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.455 ↓ 基準額×0.285
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.685 ↓ 基準額×0.485
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.69 ↓ 基準額×0.685
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3
第13段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4

\*第1段階から第3段階は上が条例での負担割合。下が公費負担軽減後の負担割合

（6）第9期介護保険料

第9期計画期間の介護保険料は次表のとおりになります。

高森町の第9期介護保険料（令和6年度から令和8年度）

所得段階区分		負担割合	保険料 年額	保険料 月額	R6年 人数	公費 軽減
			円	円	予想	
第1段階	生活保護の受給者及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.455	29,484	2,457	313	軽減 前 ↓ 後
		↓ ×0.285	↓ 18,468	↓ 1,539		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.685	44,388	3,699	300	軽減 前 ↓ 後
		↓ ×0.485	↓ 31,428	↓ 2,619		
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.69	44,712	3,726	266	軽減 前 ↓ 後
		↓ ×0.685	↓ 44,388	↓ 3,699		
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9	58,320	4,860	461	
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額	64,800	5,400	958	
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	77,760	6,480	748	
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	84,240	7,020	551	
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	97,200	8,100	245	
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額× 1.7	110,160	9,180	99	
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額× 1.9	123,120	10,260	45	
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額× 2.1	136,080	11,340	23	
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額× 2.3	149,040	12,420	8	
第13段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額× 2.4	155,520	12,960	53	
計					4,070	



高森町の第9期介護保険料（令和6年度から令和8年度）

所得段階区分		負担割合	保険料 年額	保険料 月額
			円	円
第1段階	生活保護の受給者及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.285	18,468	1,539
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.485	31,428	2,619
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.685	44,388	3,699
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9	58,320	4,860
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額	64,800	5,400
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	77,760	6,480
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	84,240	7,020
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	97,200	8,100
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額× 1.7	110,160	9,180
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額× 1.9	123,120	10,260
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額× 2.1	136,080	11,340
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額× 2.3	149,040	12,420
第13段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額× 2.4	155,520	12,960
計				

## 第5節 介護保険事業の課題

居宅要介護・要支援者実態調査、元気高齢者実態調査をもとに介護保険の課題を整理しました。

### 1 増え続ける介護給付費への対応

介護認定者の増加により介護給付費は増え続けます。介護保険給付費は今後も増加して、介護保険料も高くなるが見込まれます。2030年度（令和12年度）には介護保険料は、町の試算によると月平均6,750円、2040年度（令和22年度）には月平均7,800円になることが予測されます。介護予防と在宅介護の推進に力をいれることが大切です。介護が必要になった高齢者も住み慣れた自宅や地域で過ごしたいと考えています。それには地域で包括的にどう支援していくかが課題です。医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築の実現が求められます。

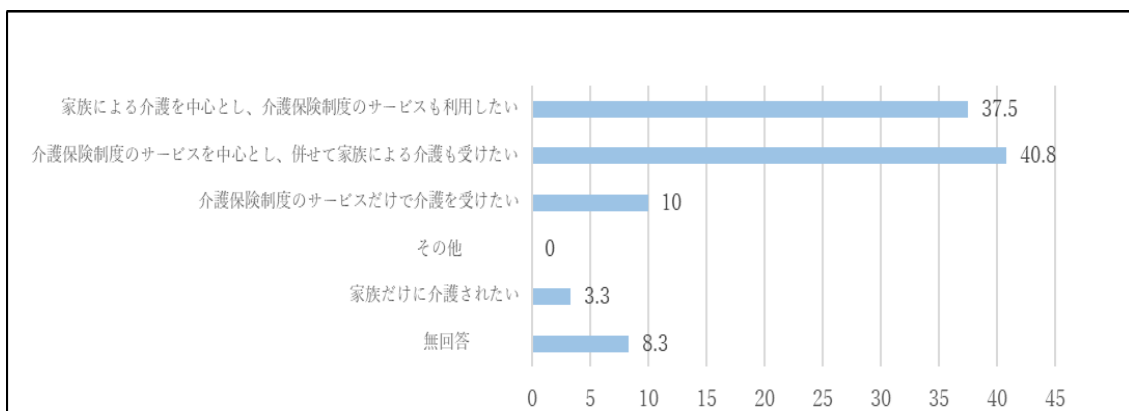
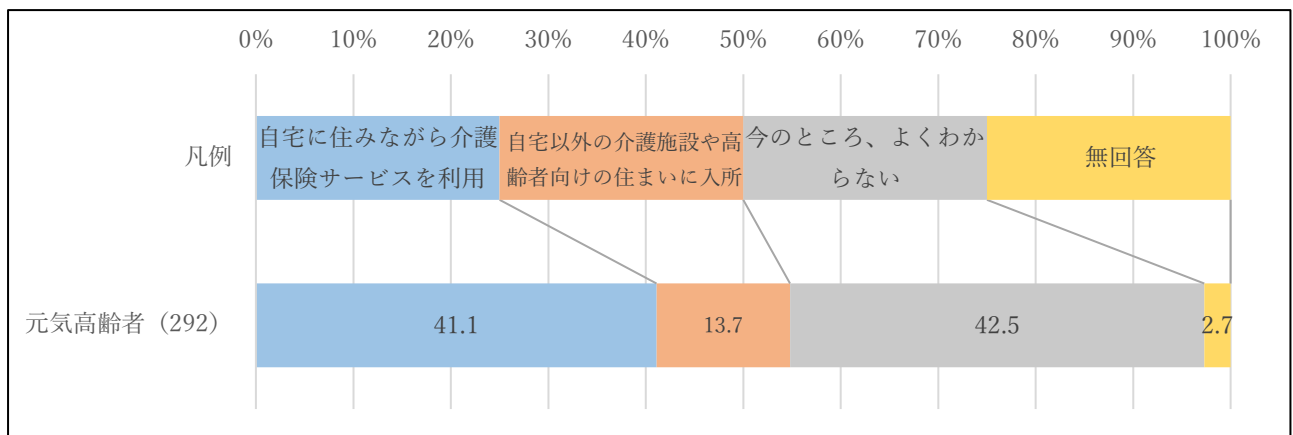
### 2 在宅介護の推進と介護者の負担

介護が必要になっても、家族による介護を中心として、介護保険制度を利用して過ごしていきたい方が多くを占めています。在宅介護を推進していく必要があります。施設数には限界もあり、介護認定者が増えても在宅介護が増えることが予想されます。在宅介護を行っていくうえで家族の経済的負担・精神的負担が大きく感じられます。核家族化により老老介護も多くなってきています。

介助者は介護で忙しく外に出ることが制限されることによる孤独感もあるとのこと。また急に家族に用事が入ったときに対応できるような、短期間預けられる施設があるかどうか心配との意見もあります。在宅介護者の家族の負担を軽減することが必要です。

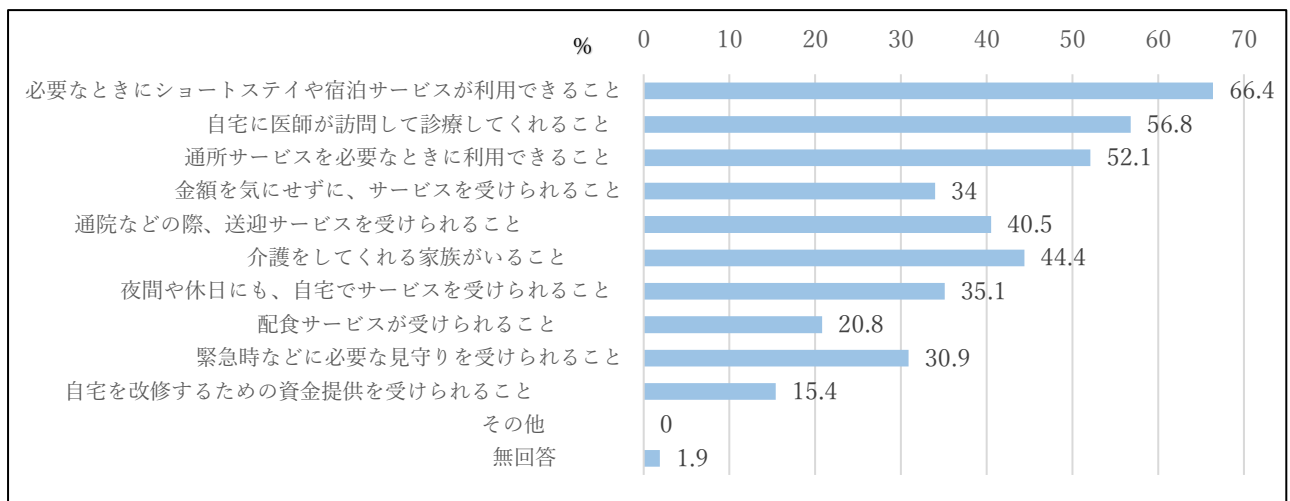
## **問 介護が必要になった場合の生活について【元気高齢者のみ】**

・「今のところよくわからない」がもっとも多いが、次いで「自宅に住みながら介護保険サービスを利用」が4割以上を占めている。自宅での生活を望む人の介護サービスの利用意向を見ると「家族による介護を中心とし、介護保険制度のサービスも利用したい」「介護保険制度のサービスを中心とし、併せて家族による介護も受けたい」が8割弱いる。



**問 自宅で暮らし続けるためにあれば良いと思う支援（複数回答）【認定者のみ】** %

・「必要な時にショートステイ等が利用できること」が6割以上占めて最も多くなっている。次いで「自宅に医師が訪問して診療してくれること」「通所サービスが必要な時に利用できること」、「介護してくれる家族がいること」の順でともに5割、4割を超えている。



### 3 感染症対策・災害

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月から5類に移行しました。しかし介護施設においては、高齢者施設ということもあり日々の感染症対策に引き続き取り組んでいます。介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供されることが重要です。

土砂災害、洪水、地震など自然災害も近年多くなってきました。介護施設の災害時の避難と介護事業所の業務継続計画（BCP）作成は義務付けられていますが、それにもとづく訓練などが必要となっています。在宅介護者の自然災害時での避難方法、避難時の避難所の受け入れなどが課題となっています。

### 4 介護人材の不足

現在、介護保険事業所では介護人材不足が課題となっています。高森町内でも介護職員が確保できないため入所人数を制限している事業所もあります。また訪問介護職員が高齢化しており退職後新たな人材が確保できないという状況もあります。

介護認定者が今後も増えるなか、今よりも介護職員の確保が必要となります。

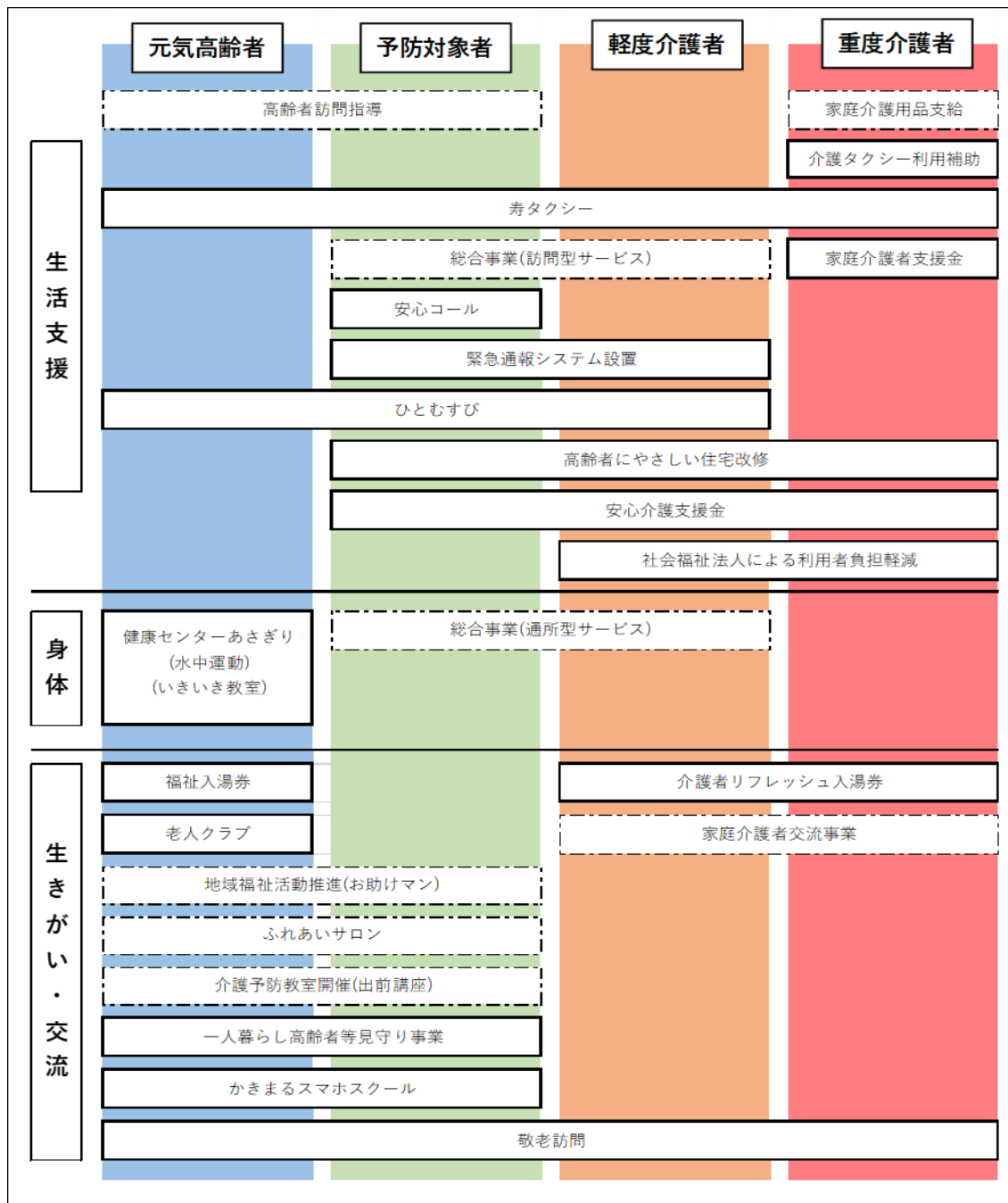
介護報酬改定で介護従事者の処遇改善が進められてきていますが充分とはいえません状況です。

介護人材の確保は高森町だけで取り組むことは難しく、長野県や南信州広域連合と協同で取り組んでいく必要があります。

## 第4章 高齢者福祉事業・新しい総合事業 町の施策の現状

### 第1節 高森町で行っている高齢者向け福祉・介護・保健サービスの概要

高森町では、「元気高齢者」「予防対象者」「軽度介護者」「重度介護者」向けに「生活支援」、「身体」、「生きがい・交流」それぞれに事業を行っています。



: 一般会計
  : 介護保険特別会計

町で行っている高齢者向け福祉・介護・保健サービス概要

※★は地域支援事業に該当

※標記数字は令和4年度実績

事業名	対象者	事業概要	窓口
◆65歳以上の方に健康で活力のある生活をしていただくために			
寿タクシー事業	77歳以上	77歳以上で自動車運転免許証を所持していない方を対象に、町内・町外指定病院のタクシー代を補助【登録者611人】	健康福祉課
シニア大学開催事業	65歳以上	生きがいづくりを目的に、好きなことを学ぶ班活動と全体研修、研修旅行など年間6回開催。【学生53人】	公民館
水中運動教室	町民	膝や腰に不安がある方を対象に、水の特性を利用して身体をほぐす等の水中運動教室を半年間開催。前期・後期各20回。	健康センター あさざり
健康いきいき (転倒予防)教室	〃	無理ない楽しい運動で、転びにくい足腰をつくるためのフロア教室を毎週1回、2期開催。(1期=半年)	〃
福祉入湯券支給事業	75歳以上	町内の温泉施設を無料で利用できる入湯券を年間5枚交付。 【対象者2,340人 利用延枚数5,185枚】	健康福祉課
敬老訪問事業	88歳、 99歳以上	町民の長寿をお祝いし、各家庭を訪問。 【米寿:102人、白寿:9人、百歳以上27人】	〃
高齢者インフルエンザ予防接種事業	65歳以上	インフルエンザ予防接種に対して自己負担2,000円で接種。【補助利用2,776人】	〃
肺炎球菌ワクチン接種事業	〃	65歳の方を対象に自己負担4,000円で接種。 【補助利用120人】	〃
福祉医療費給付事業(老人)	75歳以上	町民税非課税世帯の方の医療費一部負担金を支援。(所得要件あり)【給付者数115人】	〃
飯田広域シルバー人材センター事業	60歳以上	センターに会員登録、高齢者にふさわしい仕事の提供を受ける。	〃
介護保険等説明会事業	65歳を迎えた方	介護保険制度について説明する他、介護予防や健康について説明会を2か月に1度開催。	〃

事業名		対象者	事業概要	窓口
ふれあいサロン介護予防事業★		65歳以上	地域の集会施設等でボランティアやお助けマンによるふれあいサロンを開催。町はその活動費に対して支援。 【開催回数 14 回】	健康福祉課
かきまるスマホスクール		65歳以上	スマートフォンの使い方がわからない、使いこなしたいといった方向けに、ドコモショップ・高森町ボランティアセンター・町職員がスタッフとなり、月 1 回・計 4 回の講座を開催。	〃
介護予防教室開催事業★		65歳以上	地域で開催する介護予防教室に講師派遣（出前講座）	包括支援センター
総合事業★	訪問型サービス	事業対象者	ホームヘルパーが自宅へ訪問し、生活支援（掃除、調理、入浴、排泄等）を行う。 （社協・ヘルパーステーションあぐり・びすけつと・みまもりの郷 みなみ信州上郷）	〃
	通所型サービス		介護予防の教室やデイサービスで生活機能の維持・向上のために支援を行う。 （リハビリ体操教室/いきいき倶楽部/きんよう会/あさぎりの郷デイ/やすらぎ荘/LET's 倶楽部/ケアコミュニティさんが/コスモス松川デイサービス/たまゆらの丘）	〃
ふれあい広場事業		町民	各地域主催のふれあい広場を開催し、子どもから高齢者まで集い交流を行う。	社会福祉協議会
老人クラブ活動支援事業		65歳以上	地域ごとに組織されたクラブで生きがい活動や奉仕活動を行う。 【8 支部 483 人】	〃
多世代生きがい交流事業		町民	ボランティアセンターを会場として定期的に大人から子供、障害のある方等の多世代の交流	〃
◆65歳以上の一人暮らし・二人暮らし高齢者のみなさんが安心して自宅で生活していただくために				
緊急通報システム運用事業		一人暮らし、高齢者のみ世帯	緊急時センターに通報するためのシステムを家庭に設置。【利用者 5 人】	健康福祉課
一人[二人]暮らし高齢者訪問事業★		〃	高齢者世帯の健康状態の把握と介護予防を目的に包括職員が自宅訪問。	包括支援センター
地域福祉活動推進事業★		一人暮らし等高齢者世帯	地区ごと登録された[お助けマン]が地区での福祉活動を実施。（社協委託） 【15 地区所在】	社会福祉協議会

事業名	対象者	事業概要	窓口
ひとむすび事業	一人暮らし等 高齢者世帯	「支援を必要とする利用会員」「支援をする協力会員」社協に登録して、有償ボランティアとして支援に結びつける。	社会福祉 協議会
安心コール事業	一人暮らし	登録された家庭に週2回(火・木)電話による状況確認を行う。【利用者8人】	
緊急安心カード 設置事業	〃	救急医療が受けられるよう、必要事項を記入した「安心カード」を自宅冷蔵庫に保管。	〃
◆介護保険認定者のみなさんに健康を維持していただくために			
高齢者にやさしい 住宅改修事業	65歳以上の 介護認定者	段差解消、手すり設置など在宅生活の継続に必要な住宅改修に対し70万円の範囲内で補助。(自己負担1割、所得要件あり)	健康福祉課
安心介護支援金 支給事業	介護認定者	介護保険の在宅サービスの利用者負担の一部を支援。 介護保険所得段階による 1～3：住民税非課税世帯 55% 4～5：住民税課税世帯で本人非課税 35%	〃
介護用品支給 事業★	要介護4・5の 方	重度の要介護者を抱える家族に対し、在宅介護に必要な介護用品を年間75,000円分現物給付。(住民税非課税世帯) 【利用9家族】	〃
介護タクシー利用 補助事業	〃	要介護高齢者利用に特化したタクシーの利用に対し半額補助(5,000円上限/片道) 【補助金交付件数69件】	〃
タクシー券支給 事業	65～74歳までの 事業対象者 ～要介護	家族で誰も運転免許がない家庭にいる外出支援が必要な高齢者に年24,000円タクシー券を支給。	〃
◆介護者のみなさんの介護不安を解消していただくために			
介護者リフレッシュ 入湯券支給事業	在宅介護者	町内の温泉施設でリフレッシュを目的に入湯券を年間5枚交付。 【配布人数280人 利用枚数742人】	健康福祉課
家庭介護者支援金 支給事業	〃	要介護4・5の認定者を在宅介護している介護者に対し、介護日数に応じて支援金 月10日～20日未満 5,000円 月20日以上 10,000円	〃



事業名	対象者	事業概要	窓口
緊急宿泊支援事業	在宅介護者	介護者の急病などの場合、通所施設で緊急宿泊した際、1/2（上限4,000円）補助	〃
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	施設介護者	施設入所している低所得者の利用者負担の1/4を軽減した際に、その3/4を町から施設事業者に補助。【対象者6人】	〃
家庭介護者交流事業	在宅介護者	介護者の介護負担の軽減を図ることを目的に交流・研修事業を実施。（社協独自） 【年1回実施 参加者10人程度】	社会福祉協議会

## 第2節 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とした事業です。高森町では平成29年4月から（住民主体によるサービスは平成29年7月から）開始しています。総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

### 1 介護予防・生活支援サービス事業

利用対象者は要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が認められた65歳以上の方（事業対象者）です。サービスの種類は訪問型サービス・通所型サービスがあります。

高森町では、従来の現行相当のサービスに加え、基準を緩和したサービスAと住民主体のサービスBも実施しています。

#### （1）訪問型サービス

##### ■内容

ヘルパー等が自宅へ訪問し、日常生活の掃除、洗濯、調理、買い物などの生活支援や入浴、排泄などの生活全般にわたる支援を行うサービスです。

##### ■利用状況（令和3.4.5年度10月利用人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービスA (基準を緩和したサービス)	23人	20人	22人
訪問型サービスB (住民主体のサービス)	2人	7人	7人

\*訪問型サービスBは事業対象者、要支援1・2の方が利用した場合、事業所に1回利用ごとに400円を補助しています。

独居高齢者世帯、高齢者世帯の増加により訪問サービスは件数が増えています。訪問型サービスBでは通院の付き添いなど介護保険外のサービスの提供も行い、高齢者の生活を支える生活支援サービスとして大きな役割を果たしています。

## (2) 通所型サービス

### ■内容

介護予防の教室や通所介護施設（デイサービス）などで、生活機能の維持・向上のための支援を行うサービスです。運動器機能向上の体操や入浴サービスを受けられる事業所もあります。

### ■利用状況（令和3.4.5年度10月利用人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービスA (基準を緩和したサービス)	95人	83人	85人
通所型サービスB (住民主体のサービス)	13人	18人	18人

\*通所型サービスBは事業対象者、要支援1・2の方が利用した場合、事業所に1回利用ごとに400円を補助しています。

サービスAは個々のニーズに合わせたサービスが選択できるように、理学療法士から指導を受けられる運動機能に特化した事業所、気軽に体を動かせる活動を行うことから、外出のきっかけに繋がっている事業所、地区の方との交流が出来る事業所、また、物忘れ予防の内容を取り入れてくれる事業所がありサービス内容の幅が広がっています。サービスBは住民主体のため、高齢者が担い手側として社会参加につながり、生きがいや介護予防につながっています。

## (3) これからの取り組み

要支援または事業対象者を対象に介護予防を行うことにより、自立支援と重度化防止につながります。

介護予防ケアマネジメントを行い、適切なサービスに結び付けていきます。総合事業により切れ目のない介護予防の継続が来ています。

高齢者の生活を支えるには介護保険制度による支援だけでなく、多様な主体による多様なサービスの提供も必要です。今後も地域の実情に応じたサービス内容を検討し、事業の広報、周知を行っていきます。

## 2 一般介護予防事業

高齢になっても生きがいや役割をもっていきいきと生活できるように、65歳以上の方がどなたでも参加できる体操やレクリエーション、講演などの介護予防のための取り組みです。

### <介護予防教室開催事業>

地域サロンでの介護予防活動が活発にできるよう、各地域サロンで健康運動指導士などの講師を呼ぶ場合の講師料を町が助成するようにしています。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講師派遣回数	11回	23回	25回（予定を含む）

### <高齢者訪問事業>

一人暮らし・二人暮らしの高齢者に訪問し、安否確認や保健指導などを行っています。必要時には介護保険サービスに繋がります。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問世帯数	64世帯	84世帯	42世帯
訪問人数	64名	105名	76名

## 3 介護予防拠点施設整備への支援

介護予防・日常生活支援総合事業の実施事業者より要望がある場合には、介護予防拠点施設として第9期介護保険事業計画期間中に整備する施設に対して、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）を活用して事業者に補助することを検討します。

## 第5章 介護保険制度改正への対応

令和6年以降に介護保険サービス及び体制整備に関する制度改正があります。

### 1 地域包括支援センターの体制整備（令和6年4月1日から）

要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できることとなります。指定を受けた居宅介護支援事業所は市町村や地域包括支援センターと連携を図りながら業務を実施することとなります。また、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所に委託することも可能となります。

### 2 基準費用額（居住費）の引き上げ（令和6年8月から）

介護保険施設における施設入所者の基準費用額（居住費）について、1日当たり60円の引き上げが行われます。近年の光熱水費の高騰、在宅で生活する者との負担の均衡等を総合的に勘案したことによります。なお、補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、利用負担が増えないようにするとしています。

### 3 多床室の室料負担の引き上げ（令和7年8月から）

介護老人保健施設、介護医療院のそれぞれ一部で、多床室の室料の負担について、在宅との負担の公平性を担保するため8,000円相当の自己負担が導入されます。ただし、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させないとしています。なお、施行時期については、多床室を利用している方々に対して、十分な周知期間を確保する観点から、令和7年8月からとしています。

## 第6章 地域包括ケアシステムの推進に向けて重点的に取り組むこと

### 第1節 高齢者が健康で安心して暮らしていけるまちの実現

#### 1 地域包括ケアシステムの推進に向けた地域ケア会議の実施

これからの取り組み
<p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活しつづけることができるよう、「医療と介護の連携」「介護予防・フレイル予防」「認知症高齢者ケア施策」「生活支援体制整備」「介護者家族の負担軽減」に取り組めます。地域の実情に合わせた課題や話題を取り上げ情報共有、多職種の連携の推進、課題解決策に向けた検討等地域ケア会議を開催してまいります。個別の地域ケア会議を開催するなかで、高齢者個人への支援と高齢者に共通する地域課題の把握を行い、多職種の視点を活かして高齢者の自立支援に向けた取組についての検討も行います。また誰もが迎える人生の終末期について高齢者本人や家族が主体的に考えることができるよう幅広い年代を対象とする人生会議の普及についても地域ケア会議を活用して行っていきます。</p>

#### ・地域包括ケア会議

開催年度	テーマ・内容	参加者
令和3年度	「防災・減災を目指して」 自治会役員、民生委員、介護支援専門員、障がい相談支援専門員が参加し土砂災害危険区域に住んでいる要支援者の個別避難計画作成について情報や課題の共有を行いました。令和4年度からの災害時避難行動要支援者への個別避難計画作成につながりました。	31名
令和4年度	「誰もがごみ出しに困らない町を目指して」 高齢者と関わりのある住民の方、有償ボランティアの方、環境水道課職員が参加し、高齢者のごみ出しの困り事や解決に向けて話し合いを行いました。やすらぎ荘に訪問介護事業者が訪問した家庭ごみを曜日を限定せずいつでも出せる可燃ごみ収集ボックスが設置されました。	35名
令和5年度	「目指せ！足から始まるフレイル予防！」 足の健康についての講演、歩き方の実践を行いフレイル予防について考えるきっかけ作りを行いました。	42名
令和6年度	「足の健康」からフレイル予防に取り組み、いつまでも自分の足で歩き健康でいきいきと過ごすことを目指します。	

## 2 健康づくりの推進とフレイル予防

### (1) 高齢者の健康づくりの推進

「医療保険・介護保険における予防・健康づくりの一体的実施」に取り組んでいきます。

#### これからの取り組み

##### 健康課題の把握

・KDBや介護保険の利用状況、死亡統計等から高森町の健康課題を積極的に把握します。

##### 個別のハイリスクアプローチ

・心房細動や糖尿病性腎症、慢性腎臓病など重症化した場合に脳梗塞や腎不全など重大な疾病の基になるハイリスクの方を抽出し、継続受診の確認や保健指導を行います。またこのようなハイリスクの方で受診が中断している場合などはかかりつけ医や薬局と連携して対応をします。(このような個人への健康管理をハイリスクアプローチと言います)

令和3～5年度 個別保健指導者数：68名

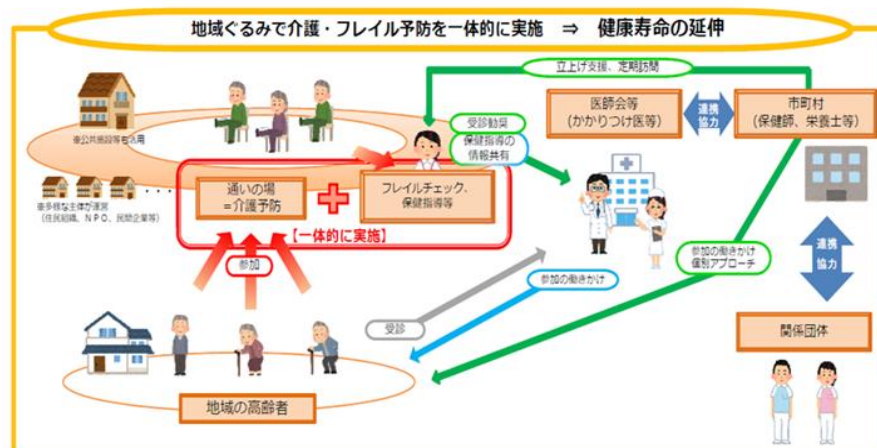
##### ポピュレーションアプローチ

・地域のサロンや通いの場に積極的に保健師が出向き高齢者が抱える健康上の不安や課題をサポートします。特に血圧については保健師がサロンに出向いた際にはできるだけ測定し、減塩や家庭血圧の重要性について繰り返し説明していきます。

また住民の関心の高い「運動機能維持、あるいは認知症予防のための健康センターあさぎりの健康運動指導士等の講師派遣の地域サロンや高齢者の通いの場(いきいき倶楽部)への派遣」について費用補助を積極的に行います。またフレイル予防などの健康講演会や男性の社会参加につながるような楽しいイベントを開催します。(このような大勢に対して行う健康普及活動をポピュレーションアプローチと言います。)

令和3～5年度 地域サロン健康運動指導士派遣者回数：58回

「健康課題の把握」からの絞った「個別のハイリスクアプローチ」「ポピュレーションアプローチ」をもって高森町の健康寿命の延伸を目指します。



\* KDB：国保データベースシステム

## (2) 運動習慣と食生活

フレイル予防には、運動・食・社会参加が大切な要素です。運動は健康センターあさぎり、食は町食育推進会議が中心となり取り組んでいきます。

### これからの取り組み

#### 健康センターあさぎり

- ・健康センターあさぎりでは町の指定管理制度のもと町民の健康づくりを進めています。利用者の年齢に応じた各種講座を実施しています。高齢者対象の講座として転倒予防教室、水中運動教室を中心に引き続き行っていきます。
- ・地域で活躍できる運動リーダーを育成のための取り組みについて検討していきます。

#### 男性の料理教室

- ・男性でも家で簡単にできる調理実習を実施します。食品に含まれる塩分量、野菜摂取の大切さなども話題にしながら実施します。

## (3) 健康意識を高める活動

### これからの取り組み

#### 健康な高齢者を紹介する事業

- ・高齢になっても元気に活躍する高齢者などを広報誌などで取り上げ、健康な日々の地道な取り組み事例をPRして健康意識を高めます。

#### 高齢者健康診断

- ・1年に1回は健診を受けるように呼び掛けていきます。75歳以上の方は低価格で受診できるよう取り組んでいきます。

## 健康寿命の延伸

	年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
		実績	実績				目標
健康寿命	男性	80.1	80.5	80.5	80.5	80.6	80.6
健康寿命	女性	85.8	86.0	86.0	86.0	86.1	86.1

\* 国保データベースシステムより



介護予防

第1号被保険者（65歳以上）に占める介護認定者数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	実績	実績	12月末			
要介護認定者数（人）	639	630	646	656	670	680
第1号被保険者（人）	4,115	4,091	4,064	4,088	4,089	4,083
介護認定率（％）	15.5%	15.4%	15.9%	16.0%	16.4%	16.7%

\* 年度末の第1号被保険者介護認定者数/年度末の65歳以上の人口

### 3 高齢者の生きがいづくり・社会参加の推進

高齢者が生きがいを持って生活するには、培ってきた知識や経験を活かして社会参加できる環境が必要です。町では就労、交流ということを目的に次のことに取り組みます。

これからの取り組み	
<b>【就労】</b> <b>シルバー人材センター</b> 高齢者の豊富な経験や技術を活かし、就労・奉仕活動を通じて生きがいを得るとともに、地域の活性化につながることを目的とし、多くの方が会員になっていただけるよう広報等を行います。 会員数：89人（9月末時点）	
<b>【交流】</b> <b>シニア大学</b> 高齢者の皆さんが社会参加活動のきっかけをつかみ、地域社会の一員としての自覚を持って地域と関わるができることを目指します。多くの方が参加できるように広報等を行います。 ・高森町シニア大学：約50名が入学し、午前中の班活動と午後の講座の二部構成で実施しています。 ・長野県シニア大学：飯伊学部を開設しています。講座は「教養講座」「趣味・健康・交流講座」「地域づくり講座」から、幅広い分野の学習ができるように行っています。	
<b>老人クラブ</b> 高齢者の自主的な活動を通じて仲間づくり、健康づくりを促進し豊かな生活、地域になることを目指して、老人クラブの活動を支援していきます。 (単位クラブ数・会員数) 令和4年度：8クラブ・483人                      令和5年度：7クラブ・398人	
<b>かきまるスマホスクール</b> 高齢者のDX化推進と新たな交流の場を浸透させることを目的に、実施期間を2か月で4回を1クールとし、年2クールを実施します。 町内の子育て中の母親を従事者として迎え、高齢者と子育て世代の異世代交流を促します。 スマートフォン×フットケアの講座を各4回実施します。 (令和5年度実績) 5月-8月：30人                      9月-12月：30人                      2月シニアクラブ会員20人	
<b>多世代生きがい交流事業</b> 大人から子供、障がいのある方等を対象として多世代交流事業を町社会福祉協議会が実施します。 令和6年度は、地域交流センターを主の会場として月1回ほど「なのの木カフェ」を開催。体験型企画・学習会を行います。	

#### 4 高齢者を支える地域づくり

##### (1) 地域での見守り活動の推進

地区ごとで高齢者が生活しやすい地域となるよう考える取り組みを応援します。町内各地区では、民生委員、お助けマン、地区の役員、地域ボランティアなどが地域の高齢者の見守りをしています。サロン、訪問など地区独自で行いながら高齢者の相談にのっています。隣近所・地域の支援として、「急病などの緊急時の手助け」「安否確認等の定期的な声掛け・見守り」に結び付け近所に困ったときに「助けてください」と言える環境づくりを進めます。

##### これからの取り組み

###### 高齢者通いの場への支援

各地区集会所でボランティア・お助けマンによるふれあいサロンを開催しています。サロンに集まることで困りごと等の情報交換ができ、近所の高齢者のコミュニティーの場となっています。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し徐々に開催する団体が増えてきている状況です。令和5年度地区で開催したサロンは9地区（令和5年12月現在）ですが、今後も多くの地区での開催を目標に担い手の育成等啓発活動、周知を行います。

住民主体のNPO法人が主催するサロンを介護予防・日常生活支援総合事業サービスBとして引き続き支援していきます。

###### 高齢者の安心見守り協定

町・南信州広域連合・長野県は事業所などと高齢者等見守り協定を締結しています。その都度必要と思われる見守り協定を各機関と締結していきます。

高齢者等の異変の連絡が来た場合、関係機関と連絡して対応していきます。

##### (2) 生活支援体制整備の充実

##### これからの取り組み

###### 生活支援コーディネーター

超高齢社会を迎えるにあたり、地域共生社会の実現に向け「人づくり・地域づくり、社会参加」を基本に、住民主体で進めていきます。「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、困っている方を地域で支えましょう」という支え合いを推進していきます。

自分が将来この地域でどう暮らしたいか、そのために今何ができるかを一緒に考え、ちょっとした困りごとが近所の助け合いで解決できる仕組みを考えていきます。

ご近所同士が「お互い様」の気持ちを持って支え合うことの必要性を周知し、資源の充実と必要な生活支援の創出や、新たな担い手の発掘を地域住民の皆さんと一緒に考え支援していきます。

### 高森ささえあいネットワーク「協議体」

現在8人のメンバーにより各地区で地域サロンが開催できるよう周知・支援活動を行っています。地域サロンには、そこに集まる住民が互いを知り、見守り・困りごとへの生活支援を行うきっかけにもなっています。また、多様な集いの場が高齢者や住民の社会参加を促し、介護予防にもつながります。

令和4年に作成した「町の宝」(地域資源冊子)を活用しながら、地域ニーズを見える化し、企画・立案及び方針決定等を継続的に行い地域課題を見出しその課題解決に向けた研修会等を実施していきます。

### (3) 地域ボランティアの育成

これからの地域を互いに支えていくためには、ボランティアは欠かせない担い手です。

高森町社会福祉協議会ボランティアセンターでは、お助けマン・ひとむすび・NPO活動を含めたボランティア活動全般の登録、相談、情報収集、コーディネート、広報や啓発、人材育成のための養成講座等の研修を行っています。

ボランティア活動は、子ども、学生、社会人、シニア世代など、年齢性別問わず誰もが自分の関心、時間の余裕や生活スタイルにあわせて活動できます。ボランティア活動のきっかけにさせていただくため、ボランティア学習会を開催し担い手の発掘、ネットワークの構築を支援していきます。

お助けマン、ひとむすび、ボランティア等既存のサービス関係者等に定期的な学習会・研修・情報交換を行い継続して支援していきます。

### これからの取り組み

#### お助けマン

令和5年度は町内21地区中14地区で設置され92人の方達が活動しています。

誰もが気楽に集まれる地域サロンを開催したり、一人暮らしや高齢者世帯への声掛けや見守りから、ちょっとした困りごとが相談できる関係を築いています。

困りごとへ顔の見える関係者が支援することで、継続的に地域との繋がりを持ち安心して暮らしていける地域支援の担い手になっています。地域住民を支える仕組みとしての重要性を周知し、地域住民のネットワーク構築のため支援していきます。

#### ひとむすび

町内全域を活動範囲とする有償の地域助け合いサービスです。

令和5年度は利用会員15人、協力会員12人の方が登録しています。

サービス内容は、ごみ出し、除草・草刈、雪かき、犬の散歩、買物・通院等の外出付き添いなど日常生活支援を延べ17回行っています。(R5.12現在)

サービスを多くの住民に周知するため、ボランティア通信や広報等で情報発信する機会を多く持ち、利用会員と協力会員を増やしていくよう取り組みます。

## 5 認知症の人や家族にやさしい地域づくり

共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月から施行となりました。施行に伴い「共生」と「予防」を両輪として推進していきます。

### これからの取り組み

#### 認知症への理解を進める活動

認知症サポーター養成講座を中心として認知症への理解を進めていきます。子供の頃から理解を深めることが大事ですので、小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を行います。

成人への認知症サポーター養成講座を実施して、受講後の取り組みにつなげます。

認知症サポーター養成講座を実施するキャラバンメイト養成を行います。

町民に認知症への理解を進める活動（広報誌への掲載、CATVでの普及）を実施します。

#### 認知症初期集中支援チームによる早期対応

認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することが出来るよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を下伊那厚生病院に配置し、早期診断・対応に向けた支援を行います。複数の専門職が、認知症の人及び認知症が疑われる家族を訪問し、初期の支援を包括的、集中的に行います。引き続き、認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の初期診断、対応に向けて連携をしていきます。

#### 認知症地域支援推進員を中心とした活動の強化

認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症の正しい知識を普及啓発し、認知症の方の意思が尊重され、多様な役割を担える地域づくりを推進するために町内の認知症地域支援推進員が中心となり取り組みを行います。

- ・認知症本人や家族が集える場である認知症カフェを実施。
- ・相談時に配布できる認知症ケアパスの作成。
- ・若い方にも認知症を正しく理解してもらおうよう YouTube, ケーブルテレビ等の活用。
- ・認知症地域支援推進員と居宅介護支援事業所との意見交換会

## 認知症への理解

### 町民に占める認知症サポーター数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	実績	実績	12月末			目標
サポーター数(人)	1,111	1,136	1,286	1,386	1,486	1,586
町民(人)	12,869	12,811	12,770	12,459	12,405	12,323
割合(%)	8.6%	8.9%	10.1%	11.1%	12.0%	12.9%

\* 年度末の認知症サポーター数の累計/年度末の人口

## 6 成年後見制度の普及

### これからの取り組み

#### 成年後見制度の利用促進

高齢者世帯や一人暮らし高齢者が増加し、認知症高齢者が増加する中、成年後見制度利用が必要な方の早期発見や、支援が必要な方に早期に成年後見制度が活用されるよう体制の充実と地域住民、関係機関等に制度の普及啓発を行い利用促進に取り組みます。制度利用のための申立て人がいない場合や報酬の費用負担が困難な場合は成年後見制度普及事業の活用を行います。

#### ◆成年後見制度の利用に関する町の助成制度

事業名	事業内容
成年後見制度普及事業	後見等開始の審判を申し立てる者がいない場合や、虐待事例の場合の町長申し立てに係る費用の助成を行っています。また一定の要件を満たす方には後見人等に対する報酬を助成します。

#### ◆成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画として位置付ける取り組み

飯田下伊那地域では、いいだ成年後見センターを中核機関として位置付け、飯田下伊那 14 市町村、成年後見制度に関連する専門職及び関係する団体・機関等の参画を得て、平成 30 年度から「南信州成年後見地域連携ネットワーク」を形成しています。今後もいいだ成年後見センターが行う研修会への参加等を通じて、制度への理解の促進やネットワーク参加者相互の連携の促進を図り、成年後見制度による支援が必要になった方を早期に発見し、適切に支援につなぎます。

いいだ成年後見センターを含むネットワーク参加団体、個々の構成員等は、相互間の相談や申立人、後見人等からの相談に対して、柔軟な対応と必要な支援を行います。また支援が必要な方や後見人等が孤立しないよう、ネットワークの関係者等が支援が必要な人を発見し、関係者を含めてチームを編成し、家族や親族の関わりを含め本人を取り巻く人間関係を勘案して支援するよう努めます。

## 第2節 介護が必要になったときに、地域で包括的に継続的に支援が受けられるまちの実現

### 1 介護予防・日常生活支援事業と重度化防止への取り組み

#### (1) 介護予防・日常生活支援事業

事業対象者、要支援の方を対象とした通所サービス事業、訪問サービス事業に取り組み介護予防につなげていきます。

これからの取り組み
<p><b>介護予防ケアマネジメント</b></p> <p>高齢者の自立支援、介護予防を進めるために、地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを行っています。要支援または事業対象者に行うことで、適切なサービスへ結びつけ、介護予防、自立支援と重度化防止につなげていきます。</p>
<p><b>高齢者訪問事業</b></p> <p>相談があったケースのみでなく、高齢者世帯に高齢者訪問を実施します。介護予防・日常生活支援事業につなげるほかにも、元気高齢者のうちから関わることでフレイル予防や栄養指導などにつなぎます。</p>

#### (2) 重度化防止への取り組み

介護が必要になっても軽介護度（要支援～要介護2）でいることで、自宅での生活ができることにつながります。

これからの取り組み
<p><b>介護ケアプラン点検</b></p> <p>自立支援と重度化防止の促進として、外部講師を依頼してケアプラン点検を実施します。介護支援専門員の資質向上、支援への「気づき」につなげて介護ケアマネジメントの充実つなげていきます。</p>
<p><b>個別の地域ケア会議</b></p> <p>個別の地域ケア会議を実施し地域課題の把握や多職種の視点を活かした軽度者の介護予防・生活支援を支える取り組み等、多職種で連携する体制を整えていきます。</p>

### 重度化防止

#### 介護認定者に占める重度介護認定者数

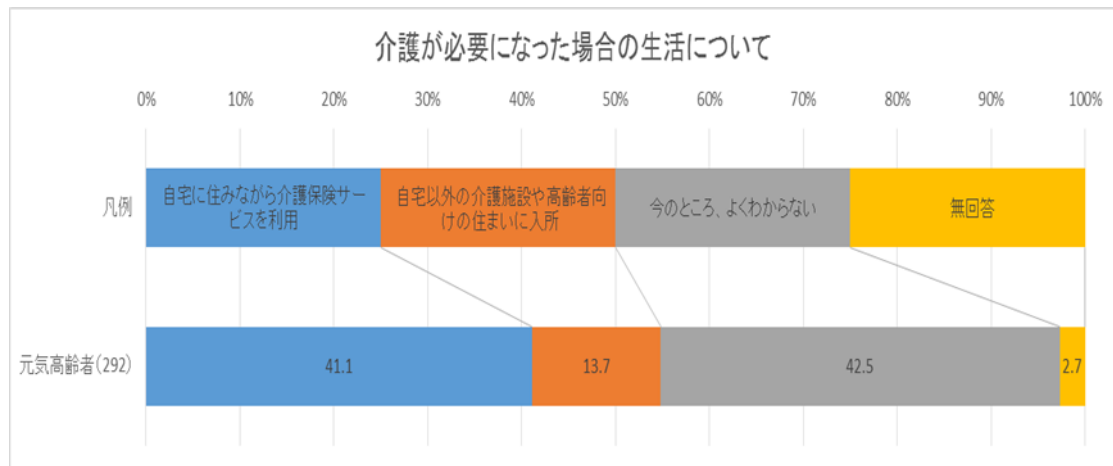
年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	実績	実績	12月末			
要介護3以上の介護認定者	278	262	263	269	276	280
要介護認定者数	648	640	656	668	685	696
重度介護認定率（%）	42.9%	40.9%	40.1%	40.3%	40.3%	40.2%

\* 年度末の要介護3以上の認定者数/要介護認定者数



## 2 在宅介護の推進と介護者家族への支援

「令和4年度（2022年度）高齢者生活・介護に関する実態調査等」から、介護が必要になった場合の生活について、「自宅に住みながら介護保険サービスを利用」が4割以上を占めています。



住み慣れた自宅で生活を送るためには介護を必要とする高齢者や、介護をする家族に対して、在宅介護の推進ということで家族への経済的な負担の軽減をしていきます。

高齢者やそのご家族が抱く不安の軽減を図ると共に、地域から孤立してしまわないように、つながりを持ちながら安心して在宅介護を継続できるような体制整備を行っていく必要があります。地域包括支援センターでは、医療や介護が必要になった高齢者が可能な限り在宅での生活を送ることができる地域づくりを目指し、医療機関や介護事業所との連携をしていきます。

### これからの取り組み

#### 経済的な負担の軽減

・「安心介護支援金の支給」「家庭介護者支援金の支給」事業を引き続き行い、「在宅介護を安心して継続できる」ことを目指します。町の高齢者福祉事業については、その時にあった制度となるよう見直ししながら継続していきます。

#### 地域包括支援センターの相談事業

・地域包括支援センターでは、介護保険制度の相談をはじめ、介護予防、権利擁護など高齢者に関する様々な相談を受けています。在宅での介護を行っていくことについての相談を、居宅介護支援事業所と連携しながら相談にのっていきます。



在宅介護の推進

認定者に占める在宅サービス利用者数

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
	実績	実績	12月末			
居宅介護サービス受給者数(人)	479	511	515	533	546	555
要介護認定者数	648	640	656	668	685	696
在宅介護サービス利用者数割合(%)	73.9%	79.8%	78.5%	79.7%	79.7%	79.7%

\* 年度末の（居宅介護サービス受給者数+地域密着型サービス受給者数-認知症対応型  
共同生活介護件数-地域密着特養件数）/要介護認定者数

### 3 医療と介護の連携について

出来る限り住み慣れた地域で安心して生活し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境づくりを目指して、医療と介護の連携がスムーズにできるよう取り組んでいきます。

#### これからの取り組み

##### 在宅医療介護連携推進事業

- ・南信州広域連合が設立した在宅医療・介護推進協議会と共同して取り組みます。
- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進のため退院時の情報連携支援ルールの普及や医療・介護関係者の情報共有システム(ism-Link)の活用、地域包括支援センターを中心とした在宅医療・介護連携に関する相談支援体制の充実など南信州圏域で取り組みを行います。
- ・14市町村の多職種による「南信州地域合同ケアカンファレンス」に参加して、多職種と共に事例の個別課題や地域課題について検討します。
- ・医療・介護関係者の人材育成のための研修を実施します。

##### 北部ブロック介護支援専門員連絡協議会、高森町居宅介護支援事業所連絡会

- ・介護支援専門員のスキルアップを目的に実施しています。在宅介護の事例検討、医療の専門職を外部講師に招いての研修、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの情報交換を行いながら、医療と介護の連携、多職種連携ができるようなケアプランとなるよう取り組んでいきます。

これからの取り組み

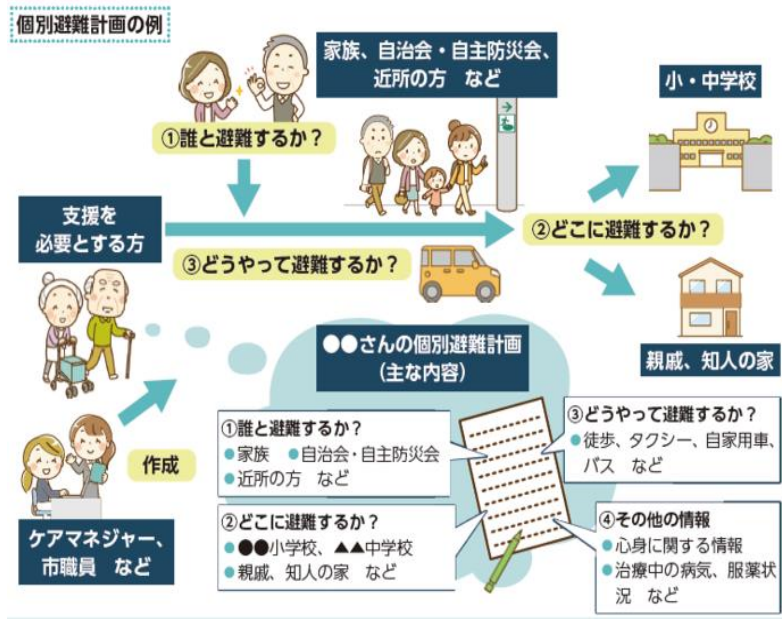
【災害】

災害時の避難確保計画・業務継続計画・防災訓練への支援

- ・介護サービス施設及び事業所に対する非常災害に係る業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練の実施の取り組みが令和6年4月から義務化されます。
- ・災害時に利用者の安全の確保をどのように行うか、介護サービスの提供を継続するためには何が必要か、事業所と連携しながら体制整備を行います。
- ・高齢者施設等における避難確保計画、業務継続計画（BCP）の策定及び、これらの計画に基づく訓練の実施に向けた支援を行います。

災害時の避難行動要支援者

- ・災害対策基本法にもとづき災害時の避難行動要支援者名簿が作成されました。災害時の避難行動の実効性を高めるためには個別避難計画の策定が重要です。特に高齢者や要介護者は避難行動の遅れが課題になっています。平時から信頼関係のあるケアマネージャー等と連携し、個別避難計画の策定を推進していくことが重要です。避難の際には誰が支援をするのか、どこに避難するのか、どんな支援が必要なのか本人や家族、福祉専門職、各地区の組織、消防団、高森町が一体となって防災に取り組む必要があります。また個別避難計画を策定する中で福祉避難所の必要な人員体制、物資の確保等も平時から介護事業所等と連携し体制を整備します。
- ・避難行動要支援者の個別避難計画作成に向けて、居宅支援事業所と連携します。まずは土砂災害警戒区域等、優先的に策定すべき方の情報を共有し、段階的に作成を進めます。
- ・福祉避難所の受け入れ体制について介護事業者と個別に協議・調整していきます。



### 【感染症】

- ・高齢者は感染症が発生した際の重症化のリスクが高く、また介護事業所など生活の場を共有する場面が多い施設では、感染症の蔓延のリスクも高い状態です。高森町では新型コロナウイルス感染症蔓延防止の対策を各施設や医療機関と協働で「介護事業所連絡会」等を行い、オンラインでの情報の共有、物資や検査費費用の助成など、感染対策のための支援を行ってきました。今後も感染症の蔓延時にも、安全な介護サービスの提供が継続できるよう、各介護事業所等と連携して参ります。
- ・災害時と同様に感染症の蔓延時でも介護サービスの提供が継続できるよう、各事業所の業務継続計画（BCP）の策定を促します。また必要時には事業所だけでなく医療機関等や保健所と連携できる体制を整備します。

## 5 介護職場の人材確保

介護職場では介護人材の確保が課題です。介護職員の確保が進むように、長野県、南信州広域連合などが取り組む介護人材確保事業と連携してとりくみます。

### これから取り組むこと

#### 信州介護人材誘致・定着事業の情報提供

・長野県実施する信州介護人材誘致・定着事業の情報提供を行っていきます。職場実習の受け入れ事業所を増やすよう町内事業所に働きかけます。

〈初任者研修〉

介護資格を無料で資格取得できます。賃金を受け取りながら受講できます。資格取得までに職場実習・研修をふまえて介護福祉職としての就業意欲の向上を目指します。

〈介護補助員研修〉・・・シニア層向け

介護に関する基礎的な知識の習得と、現場での補助的業務の実践を目的としたカラキュラムです。資格を持っていない方、体力に自信のない方の就労に向けて深める研修。

#### 南信州在宅医療・介護連携推進協議会（事務局南信州広域連合）

介護人材確保については行政・介護事業所団体で検討しています。取り組みは広報誌等で情報提供していきます。

- ・「介護のしごと相談会」の情報提供
- ・長野県社会福祉協議会が実施する福祉の職場相談会情報提供
- ・長野県社会福祉事業団が実施する「介護福祉士等奨学資金」「介護人材の再就職準備金」の貸付の案内

#### 学校教育での取り組み

中学生を対象としたしごと・未来フェア、職場体験、ボランティアにより介護職場への理解を深めていきます。